

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年三月二十日

## 目次

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(財政課)	八
岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例	(人事課)	九
岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	〇
知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	二
岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例	(税務課)	二
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課 健康福祉政策課)	二
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	二
岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例	(人づくり文化課)	二
飛騨・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例	(同)	三

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行 (休日) ときは翌日

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

(県民生活相談センター)

三

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

(医療整備課)

三

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

(地域医療推進課)

三

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療課)

三

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する条例

(障害福祉課)

三

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(同)

四

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭課)

四

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(地域福祉国保課)

四

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(商工政策課)

四

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(中小企業課)

四

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(労働雇用課)

四

岐阜県立職業能力開発学校条例の一部を改正する条例

(産業技術課)

四

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例

(情報産業課)

四

平成二十六年三月二十日

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (農政課 林政課) 四八

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 (農地整備課) 四九

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (道路維持課) 五〇

岐阜県土地利用審査会条例の一部を改正する条例 (都市政策課) 五一

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課) 五一

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (教育財務課) 五一

岐阜県いじめ防止等対策審議会条例 (学校支援課) 五二

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例 (社会教育文化課) 五二

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例 (スポーツ健康課) 五三

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (会計課) 五三

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例 (生活安全総務課) 五四

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例 (同) 五八

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (交通指導課) 五八

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議事調査課) 五九

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

岐阜県乗用自動車管理特別会計を廃止する。 (本則関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、一は平成二六年四月一日から、二は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例 (条例第三号)

一 スポーツに関する事務を教育委員会から知事部局へ移管することとした。 (本則関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

一 執行機関の附属機関である審査会、審議会、調査会等の委員等の報酬の額の上限及び支給方法を定めることとした。 (第二条及び別表関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

1 県職員の定数を三七人増員することとした。 (第二条関係)

(内訳)

(一) 増員するもの

(1) 知事の事務部局 (情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員

(都市建築部) を除く。)

美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸

アカデミー及び森林文化アカデミー

企業会計職員 (都市建築部)

学校

(二) 減員するもの

(1) 監査委員の事務部局

二七人

一人

三九人

三人

- (2) 労働委員会の事務部局 一人
- (3) 教育委員会の事務部局 五〇人
- 2 休職した警察官が職務に復帰した場合は、その復帰の日の属する年度内に限り、その警察官を定数の外に置くことができることとした。(第二条関係)
- 二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正  
市町村立学校職員の定数を一〇六人減員することとした。(第二条関係)  
(内訳)
  - 1 小学校及び中学校 一〇四人
  - 2 特別支援学校 二人
- 三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。  
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)
- 一 自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、自動車等の使用距離の区分を改定することとした。(第二条の六関係)
- 二 特殊勤務手当について、次のとおり定めることとした。
  - 1 防疫等作業手当の支給対象者に、岐阜県動物愛護センターに勤務する職員を追加することとした。(第二〇条第四項関係)
  - 2 岐阜県立衛生専門学校等に勤務する専任教員に係る実技訓練手当を廃止することとした。(第二〇条第一項関係)
- 三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。  
知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)
- 一 知事及び副知事の退職手当の支給割合を改定することとした。(第四条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。  
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第八号)
- 一 知事直轄組織及び総合企画部を再編し、新たに清流の国推進部及び危機管理部を設置することとした。(第一条及び第二条関係)
- 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。  
岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第九号)
- 一 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料等の額の改定等を行うこととした。

- 1 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例
- 2 岐阜県科学技術振興センター条例
- 3 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例
- 4 岐阜県県民ふれあい会館条例
- 5 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例
- 6 南飛騨健康増進センター条例
- 7 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例
- 8 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例
- 9 セラミックパークMINO条例
- 10 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例
- 11 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例
- 12 岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例
- 13 岐阜県流水占用料等徴収条例
- 14 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例
- 15 岐阜県都市公園条例
- 16 岐阜県県営住宅条例
- 17 岐阜県公営企業の設置等に関する条例
- 18 岐阜県博物館条例
- 19 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例
- 20 岐阜県美術館条例
- 21 岐阜県現代陶芸美術館条例
- 22 岐阜県図書館条例
- 23 岐阜アリーナ条例
- 24 岐阜県長良川球技場条例
- 25 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例
- 26 岐阜県川辺漕艇場条例
- 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。  
岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例(条例第一〇号)
- 一 県内の企業立地の促進のため、不動産取得税の税率の特例を次のように定めることとした。

- 1 今後において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を営む法人(以下「対象事業者」という。)が、事業の用に供する家屋(以下「対象家屋」という。)及びその敷地となる土地(以下「対象用地」という。)を取得した場合であつて次の要件を満たすときは、対象家屋及び対象用地の取得に対して課する不動産取得税の税率を次のとおり軽減することとした。(第二条関係)
  - (一) 要件
    - 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合であつて企業立地の促進に資すると知事が認めるとき。
      - (1) 事業の用に供する初期投下固定資産の額が、三億円以上であること。
      - (2) 対象家屋において常時雇用する新規雇用の数が、五人以上となること。
  - (二) 税率
    - 現行税率の二分の一
  - (三) 対象区域
    - 岐阜県全域
  - (四) 対象期間
    - 平成二六年四月一日から平成二九年三月三十一日までの取得
- 2 対象事業者との間に法人税法に規定する完全支配関係がある者が、対象用地を取得した場合において、前記一(一)の要件を満たすときは、当該対象用地の取得に対して課する不動産取得税の税率についても、前記一と同様に税率を軽減することとした。(第二条関係)
  - 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)
  - 一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)
    - 1 環境・生活関係(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」一〇項目)
    - 2 保健・福祉関係(「母子及び寡婦福祉法」一項目)
    - 3 商工・産業関係(「商工会議所法」一項目)
    - 4 土地利用・都市計画関係(「租税特別措置法」他二法令一七項目)
    - 5 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」一三項目)

- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、二の一部を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。
  - 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)
  - 一 保育士試験免除審査手数料を新たに徴収することとした。(別表第一及び別表第二関係)
  - 二 岐阜県動物愛護センターにおいて行う犬・猫譲渡手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
  - 三 消費税率及び地方消費税の改定に伴い、手数料の額を改定することとした。
  - 四 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 五 この条例は、四の一部を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。
    - 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)
    - 一 産業廃棄物の排出事業者がその処理を処理業者に委託する場合における確認について、処理業者が環境省の定める一定の基準を満たす者であるときは不要とすることとした。(第一八条関係)
    - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
    - 三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。
    - 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四四号)
      - 一 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に関し、一定の要件の下で行われる埋立て等を適用除外とすることとした。(第八条関係)
      - 二 特定事業の許可について、申請手続の一本化を行うこととした。(第一条及び第二二条関係)
      - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
    - 四 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。
      - 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例(条例第一五五号)
        - 一 「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
        - 1 所掌事務は、学校又はその設置者が実施したいじめによる重大事態の調査の結果について調査審議することとした。(第二条関係)
        - 2 委員会は、委員一〇人以内で組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験等を有する者のうちから知事が任命することとした。

(第三条関係)

3 委員の任期は、二年とすることとした。(第四条関係)

4 その他委員会の組織及び運営に關し必要な事項について規定することとした。  
二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

飛騨・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 展示室の利用時間を夜間まで延長することに伴い、利用料金の区分を変更することとした。(別表関係)

二 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料金の上限額を改定することとした。(別表関係)

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 岐阜県消費者行政活性化基金の存続期限を平成二六年二月三一日から平成二七年二月三一日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校の授業料の額を改定することとした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 「地方独立行政法人法」の一部改正に伴い、県が設立する地方独立行政法人の重要な財産(県が当該法人に対し出資又は支出をした財産であつて、将来にわたる業務を確実に実施する上で必要がなくなつた場合に、知事の認可を受けて県に納付すべきもの)を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 岐阜県地域自殺対策緊急強化基金の存続期限を平成二六年二月三一日から平成二七年二月三一日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関

係法律の整備に關する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に關する省令の施行に伴う関係条例の整備等に關する条例(条例第二二号)

一 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に關する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に關する省令」の施行に伴い、四条例について規定の整備又は整理を行うこととした。

1 岐阜県指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営等に關する基準を定める条例

(一) 共同生活介護と共同生活援助の一元化関係(第七章、第一三章及び第一五章関係)

(1) 一元化後の共同生活援助について、「指定共同生活援助」と「外部サービス利用型指定共同生活援助」とに區別して人員、設備及び運営に關する基準を定める(原則、現行の指定共同生活介護の基準を「指定共同生活援助」の基準と、現行の指定共同生活援助の基準を「外部サービス利用型指定共同生活援助」の基準とする。)

(2) 一定の要件の下、既存のアパート等の一室を活用した入居定員を一人とするサテライト型住居の仕組みが創設されたため、その基準を定める。

(二) 重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を必要とするものを追加する。(第五條関係)

(三) その他所要の規定の整理を行う。

2 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に關する基準を定める条例、岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に關する基準を定める条例及び岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に關する基準を定める条例

所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の存続期限を平成二六年六月三〇日から平成二七年六月三〇日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する

条例(条例第二三三号)

一 「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」の一部改正に伴い、保育士の配置基準を緩和する措置の対象となる保育所の範囲を拡大することとした。(第四五条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出割合の変更を行うこととした。(第三二条関係)

(第三二条関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 旅券記載事項訂正手数料を廃止することとした。(別表第一関係)

二 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち技能検定試験手数料(実技試験)の額を改定することとした。(別表第一関係)

三 工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所、セラムックス研究所及び生活技術研究所において行う工業試験等に関する事務のうち電気試験手数料に非接触三次元形状測定の極めて複雑なものを新設することとした。(別表第一関係)

四 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

(別表第一関係)

五 この条例は、一は公布の日から、二から四までは平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 「産業競争力強化法」の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第三二条関係)

(第三二条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

一 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金の対象事業に在職者等に対する事業を追加することとした。(第一一条関係)

(第一一条関係)

二 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金の存続期限を平成二七年六月三〇日から

平成二八年六月三〇日に延長することとした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 木工芸術スクールの訓練課程の見直しに伴い、学科名を変更することとした。(第三二条関係)

(第三二条関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

一 第三別館に宿泊施設を設けるとともに、当該宿泊施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることとした。(第一四条及び別表関係)

二 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料金の上限額の改定を行うこととした。(別表関係)

(別表関係)

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

一 肥料検査等に関する事務の手数を廃止することとした。(別表関係)

二 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、手数料の額を改定することとした。(別表関係)

(別表関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、一及び二は平成二六年四月一日から、三は平成二六年六月二二日から施行することとした。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 土地改良事業に係る分担金について、次のとおり定めることとした。(第四条関係)

1 小水力発電施設整備事業について、分担金の額を引き上げることとした。

2 たん水防除事業について、分担金の額を引き下げることとした。

3 特定農業用管水路等特別対策事業について、分担金の額を引き下げることとした。

4 ふるさと農道緊急整備事業について、事業名の変更を行うこととした。

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、道路占用料の額の改定を行うことと

した。(第二条関係)

二 公募による道路占用許可をする場合の道路占用料の額の特例を定めることとした。(別表関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県土地利用審査会条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)

一 「国土利用計画法」の一部改正に伴い、岐阜県土地利用審査会の委員の定数の上限を定めることとした。(第二条関係)

二 その他所要の規定の整理等を行うこととした。

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

一 岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関し必要な事項を調査審議させるため、教育委員会に岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会を設置することとした。(別表関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する等の条例(条例第三五号)

一 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正に伴い、次の条例の改廃を行うこととした。

1 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正

県立高等学校の授業料の納入期限の特例を定めることとした。(第三条関係)

2 岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の廃止

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県いじめ防止等対策審議会条例(条例第三六号)

一 「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、岐阜県いじめ防止等対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

1 所掌事務は、県立学校におけるいじめによる重大事態及び県におけるいじめの防止等のための対策に関する事項等について調査審議することとした。(第二条関係)

二 審議会は、委員一〇人以内で組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験等を有する者のうちから教育委員会が任命すること

とした。(第三条関係)

とした。(第三条関係)

3 委員の任期は、二年とすることとした。(第四条関係)

4 その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項について規定することとした。

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

一 「社会教育法」の一部改正に伴い、岐阜県社会教育委員の委嘱の基準を定めることとした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

一 スポーツ科学トレーニングセンターのメンタルトレーニングを廃止することとした。(別表関係)

二 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料金の上限額の改定を行うこととした。(別表関係)

三 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

一 駐車監視員資格者講習手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、二の一部を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(条例第四〇号)

一 風俗案内所における業務について必要な規制を行うことにより、清浄な風俗環境を保持し、並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為及び風俗案内業者による不当な行為を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の保全に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 性風俗特殊営業に係る風俗案内業を、県内全域で禁止することとした。(第三条関係)

三 接待風俗営業の制限地域における接待風俗営業に係る風俗案内業を禁止することとした。(第四条関係)

四 風俗案内業を行うおとする者は、風俗案内所に、公安委員会に届け出なければならぬこととした。(第六条関係)

五 風俗案内業者は、次の事項を遵守しなければならないこととした。(第八条)

第一三条関係

第一三条関係

第一三条関係

第一三条関係

第一三条関係

第一三条関係

- 1 風俗案内所に管理者を選任すること。
- 2 従業者名簿を保存しておくこと。
- 3 従業者の生年月日を確認し、当該確認に係る記録を従業者名簿と併せて保存しておくこと。
- 4 接待風俗営業に係る風俗案内を行おうとするときは、当該接待風俗営業を営む者が無許可業者等でないことを確認するとともに、当該確認に係る帳簿を作成し、及び保存すること。
- 5 公共の場所において、不特定の者に対し、利用者となるよう勧誘しないこと。
- 6 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報を利用者に提供することを委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結させ、又は当該委託契約の申込みの解除等を妨げるために人を威迫して困惑させないこと。
- 7 青少年を風俗案内所における業務に従事させないこと。
- 8 青少年に風俗案内所を利用させないこと。
- 9 午前零時（一部の地域及び年末年始については、午前一時）から日出時まで  
の時間において風俗案内を行わないこと。
- 10 風俗案内所の周辺で一定の騒音を発生させて事業を行わないこと。
- 11 風俗案内所の周辺で公衆の目に触れるような方法で風俗案内を行わないこと。  
卑わいな行為等が行われていることを告げて風俗案内を行わないこと。
- 12 風俗案内所の外周又は内部に、性的感情を刺激する絵画、写真等を掲げない  
こと。
- 13 委託契約を締結しない旨を意思表示した者に対し、執よつに当該委託契約の  
締結を勧誘しないこと。
- 14 委託契約の解除又は解約をする旨を意思表示した者に対し、執よつに当該委  
託契約の存続を要求しないこと。
- 15 風俗案内所である旨を風俗案内所の入口その他公衆の目につきやすい場所に  
掲示すること。
- 16 青少年がその風俗案内所を利用してはならない旨を風俗案内所の入口その他  
公衆の目につきやすい場所に表示すること。
- 17 公安委員会は、風俗案内業者が条例又は条例に基づく公安委員会規則の規定に  
違反した場合は、必要な指示をし、又は事業の廃止若しくは停止を命ずることが  
できることとした。（第一四条及び第一五条関係）

- 七 公安委員会は風俗案内業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることが  
警察職員は風俗案内所への立入検査等ができることとした。（第一六条関係）
- 八 罰則について規定することとした。（第一九条、第二二条関係）
- 九 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）
- 一 「刑法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第四条関  
係）
- 二 この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の  
施行の日から施行することとした。
- 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第四二号）
- 一 「道路交通法」に基づく放置違反金に関する事務に利用するため、知事が住民  
基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を公安委員会に提供することがで  
きることとした。（別表第一関係）
- 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第四三号）
- 一 県の組織再編に伴い、総務委員会の所管事項について「危機管理部」を加え、  
企画経済委員会の所管事項について「総合企画部」を「清流の国推進部」とする  
こととした（第二二条関係）
- 二 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例



岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県乗用自動車管理特別会計の項を削り、同表岐阜県就農支援資金貸付特別会計の項中「及び」の下に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二二号)附則第九条第一項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる同法第四条の規定による廃止前の」を加える。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、本則の表岐阜県就農支援資金貸付特別会計の項の改正規定は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二二号)の施行の日から施行する。

2 岐阜県乗用自動車管理特別会計に係る平成二十五年度分の収入及び支出に関しては、なお従前の例による。

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県条例第三号

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十条の二第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により知事が管理し、及び執行することとされる事務(以下「移管事務」という。)に關し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分

その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 移管事務に關し、この条例の施行の日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対しなされたものとみなす。

(岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

4 岐阜県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中から、教育委員会」を「うちから知事」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

(岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の岐阜県スポーツ推進審議会条例第二条第二項の規定により任命されている委員は、その任期が満了するまでの間、前項の規定による改正後の岐阜県スポーツ推進審議会条例第二条第二項の規定により任命された岐阜県スポーツ推進審議会の委員とみなす。

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県条例第四号

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例

岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「前条各号」を「前条第一号」に改め、「以下「非常勤の委員等」という」を削り、「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第二号及び第三号に掲げる者の報酬の額は、別表第二に掲げる額の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める者の報酬の額は、任命権者が知事と協議して定めることができる。ただし、その額は、別表第二に掲げる額に二を乗じて得た額を超えてはならない。

第四条中「非常勤の委員等」を「第一条各号に掲げる者（常勤の監査委員を除く。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

区 分	報 酬 の 額
一 教育委員会委員、選挙管理委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員	委員長又は会長である委員 月額 三八、一〇〇円 その他の委員 月額 三三、九〇〇円
二 監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員 月額 一三五、〇〇〇円 議会の議員から選任された委員 月額 一五五、〇〇〇円
三 公安委員会委員	委員長である委員 月額 一二〇、〇〇〇円 その他の委員 月額 一九〇、〇〇〇円
四 内水面漁場管理委員会委員	会長である委員 月額 一五、〇〇〇円 その他の委員 月額 一三、〇〇〇円

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

区 分	金 額
一 一日を単位とする業務に従事する者	月額 三三、〇〇〇円
二 一時間を単位とする業務に従事する者	一回につき 五、〇〇〇円
三 一回を単位とする業務に従事する者	一回につき 三五、〇〇〇円
四 一の項から三の項までに掲げる者以外の者	月額 三四〇、〇〇〇円

備考 四の項に掲げる者について、任命権者が特別の事情があると認める場合は、年額とするものとし、その額は、同項に掲げる額に十二を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）の項中「四、一三三人」を「四、一三七七人」に改め、同表情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「情報科学芸術大学院大学」を「美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学」に、「七人」を「一〇四人」に改め、同表企業会計職員（都市建築部）の項中「六六人」を「六七人」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「三三人」を「二〇人」に改め、同表労働委員会の事務部局の項中「九人」を「八人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「三九八人」を「三四八八人」に改め、同表学校の項中「五、四五五人」を「五、四九四人」に、「四、六七一人」を「四、七三二人」に改め、同表警察の項中「二二一人」を「二二〇人」に、「二五五人」を「二五三三人」に、「一、〇六二人」を「一、〇六五人」に改め、同表合計の項中「一四、〇八〇人」を「一四、一一七人」に改め、同条第三項中「地方公務員」を「地方公務員」に、「職員が」を「もの及び同項第六号に掲げる職員（警察官に限る。）が」に、「第一項の」を「第一項に規定する」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「二二、二三三人」を「二二、〇一九人」に、「二一、五〇〇人」を「二一、四〇八人」に改め、同表特別支援学校の項中「二四一人」を「二三九人」に、「二三四人」を「二三二人」に改め、同表合計の項中「二二、二九五五人」を「二二、一八九九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の六第二項第二号の表片道六十キロメートル以上の項中「以上」の下に「六十二キロメートル未満」を加え、同表に次のように加える。

片道六十二キロメートル以上六十四キロメートル未満	三五、九〇〇円
片道六十四キロメートル以上六十六キロメートル未満	三六、九〇〇円
片道六十六キロメートル以上六十八キロメートル未満	三七、九〇〇円
片道六十八キロメートル以上七十キロメートル未満	三八、九〇〇円
片道七十キロメートル以上	三九、九〇〇円

第二十条第四項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第三号中「保健所」の下に「又は動物愛護センター」を加え、同号口中「以下この項において「法」という。」

を削り、同条第十一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第三号中「衛生専門学校」を削り、同条第二十五項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第三号中「知事直轄組織」を「危機管理部」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「百分の六十三」を「百分の五十九」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「九部」を「十部」に、「総合企画部」を「清流の国推進部 危機管理部」に改める。

第二条第一号中口を削り、八を口とし、同条第三号中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同号イ中「総合企画」を「企画」に改め、同号八中「統計」を「スポーツ」に改め、同号二を削り、同条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号に次のように加える。

八 男女共同参画及び子育て支援に関する事項

第二条中第五号を第六号とし、同条第四号二中「男女共同参画及び」を削り、同号に次のように加える。

ホ 統計に関する事項

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 危機管理部 危機管理に関する事項

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「百分の四」を「百分の六・三」に、「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

(岐阜県科学技術振興センター条例の一部改正)

第二条 岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの部中「二、六〇〇」を「一、九三〇」に、「五、四〇〇」を「一五、八四〇」に、「一〇、八〇〇」を「二、三九〇」に、「四、三〇〇」を

「二四、九九〇」に、「三、八〇〇」を「三、七四〇」に改め、同表会議室の部第一会議室及び第二会議室の項中「三、五〇〇」を「三、六〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、八三〇」に、「六、三〇〇」を「六、四八〇」に、「七、三〇〇」を「七、五一〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、一八〇」に改め、同部第三会議室の項中「三、七〇〇」を「三、八一〇」に、「四、九〇〇」を「五、〇四〇」に、「六、六〇〇」を「六、七九〇」に、「七、七〇〇」を「七、九二〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同部第四会議室の項中「三、八〇〇」を「三、九一〇」に、「五、一〇〇」を「五、二五〇」に、「六、九〇〇」を「七、一〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、二三〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、一一〇」に改め、同部特別会議室の項中「五、〇〇〇」を「五、一四〇」に、「六、六〇〇」を「六、七九〇」に、「八、九〇〇」を「九、一五〇」に、「一〇、四〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、四〇〇」に改め、同表研修室の部中「三、一〇〇」を「三、一九〇」に、「四、一〇〇」を「四、二二〇」に、「五、五〇〇」を「五、六六〇」に、「六、四〇〇」を「六、五八〇」に、「八、七〇〇」を「八、九五〇」に改める。

(岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例の一部改正)

第三条 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表乗車定員が三十人以上である自動車の項中「七、 円」を「七、二 円」に改め、同表乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車の項中「三、 円」を「三、 九 円」に改め、同表乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車の項中「一、七 円」を「一、七五 円」に改め、同表公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用務に使用する自動車で規則で定めるものの項中「八 円」を「八二 円」に改める。

(岐阜県民ふれあい会館条例の一部改正)

第四条 岐阜県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の部三〇一会議室の款中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一七、九〇〇」を「一八、四〇〇」に、「三三、一〇〇」を「三三、八〇〇」に、「三九、四〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「三六、八〇〇」を「三七、八〇〇」に改め、同部三〇二会議室の款中「一八、九〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、九〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、

四〇〇」に、「三九、九〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「五一、五〇〇」を「五二、九〇〇」に、「六四、一〇〇」を「六五、九〇〇」に改め、同部四〇一会議室、四〇三会議室及び四〇五会議室の款中「二、九四〇」を「三、〇二〇」に、「三、八九〇」を「四、〇〇〇」に、「四、九四〇」を「五、〇八〇」に、「六、二〇〇」を「六、三七〇」に、「七、九八〇」を「八、二二〇」に、「九、九八〇」を「一〇、二六〇」に改め、同部四〇二会議室、四〇四会議室及び四〇六会議室の款中「二、四二〇」を「二、四八〇」に、「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「三、九九〇」を「四、一〇〇」に、「五、〇四〇」を「五、一八〇」に、「六、四一〇」を「六、五九〇」に、「八、〇九〇」を「八、三三〇」に改め、同部四〇七会議室の款中「三、六八〇」を「三、七八〇」に、「四、九四〇」を「五、〇八〇」に、「九、九八〇」を「一〇、二六〇」に、「七、七七〇」を「七、九九〇」に、「九、九八〇」を「一〇、二六〇」に、「二、五〇〇」を「二、八五〇」に改め、同部四〇八会議室の款中「二、九四〇」を「三、〇二〇」に、「三、九九〇」を「四、一〇〇」に、「四、九四〇」を「五、〇八〇」に、「六、〇九〇」を「六、二六〇」に、「七、七七〇」を「七、九九〇」に、「九、九八〇」を「一〇、二六〇」に、「二、五〇〇」を「二、八五〇」に改め、同部四〇九会議室の款中「六、七二〇」を「六、九二〇」に、「九、〇三〇」を「九、二九〇」に、「一、二四〇」を「一、五六〇」に、「二、四一〇」を「二、四一〇」に、「二、八二〇」を「二、八二〇」に、「二、四一〇」を「二、四一〇」に、「三、九四〇」を「四、一〇〇」に、「五、〇四〇」を「五、一八〇」に、「六、四一〇」を「六、五九〇」に、「八、〇九〇」を「八、三三〇」に改め、同部一四〇一会議室の款中「二、五二〇」を「二、五九〇」に、「三、三六〇」を「三、四六〇」に、「四、二二〇」を「四、三三〇」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に、「六、八三〇」を「七、〇二〇」に、「八、六一〇」を「八、八六〇」に改め、同部第一和室会議室の款中「三、七八〇」を「三、八九〇」に、「五、〇四〇」を「五、一八〇」に、「六、三三〇」を「六、四八〇」に、「七、九八〇」を「八、二二〇」に、「一〇、一九〇」を「一〇、四八〇」に、「一一、八一〇」を「一二、一八〇」に改め、同部第二和室会議室の款中「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「四、一〇〇」を「四、三三〇」に、「五、一五〇」を「五、四〇〇」に、「六、六二〇」を「六、八〇〇」に、「八、五一〇」を「八、七五〇」に、「一〇、七二〇」を「一一、〇二〇」に改め、同部特別会議室の款中「七、〇四〇」を「七、二四〇」に、「八、八二〇」を「九、〇七〇」に

改め、同部展望レセプションルームの款中「五、六〇〇」を「五、七〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、一〇〇」に改め、同表コンサートホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「三二、五〇〇」を「三三、四〇〇」に、「四六、二〇〇」を「四七、五〇〇」に、「五〇、四〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七七、七〇〇」を「七九、九〇〇」に、「九六、六〇〇」を「九九、四〇〇」に、「一二八、一〇〇」を「一三一、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三七、八〇〇」を「三八、九〇〇」に、「五八、八〇〇」を「六〇、五〇〇」に、「六七、二〇〇」を「六九、一〇〇」に、「九六、六〇〇」を「九九、四〇〇」に、「一二六、〇〇〇」を「一二九、六〇〇」に、「一六三、八〇〇」を「一六八、五〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の款平日の項中「四一、〇〇〇」を「四二、一〇〇」に、「六〇、九〇〇」を「六二、六〇〇」に、「六七、二〇〇」を「六九、一〇〇」に、「一〇一、九〇〇」を「一〇四、八〇〇」に、「一二八、一〇〇」を「一三一、八〇〇」に、「一六九、一〇〇」を「一七三、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五〇、四〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七九、八〇〇」を「八二、一〇〇」に、「九二、四〇〇」を「九五、〇〇〇」に、「一二〇、二〇〇」を「一二三、九〇〇」に、「一七一、二〇〇」を「一七七、一〇〇」に、「二二二、六〇〇」を「二二九、〇〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の款平日の項中「五〇、四〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七五、六〇〇」を「七七、八〇〇」に、「八四、〇〇〇」を「八六、四〇〇」に、「一二六、〇〇〇」を「一二九、六〇〇」に、「一五九、六〇〇」を「一六四、二〇〇」に、「二一〇、〇〇〇」を「二一六、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六三、〇〇〇」を「六四、八〇〇」に、「一〇〇、八〇〇」を「一〇三、七〇〇」に、「一二七、六〇〇」を「一二一、〇〇〇」に、「一六三、八〇〇」を「一六八、五〇〇」に、「二一八、四〇〇」を「二二四、六〇〇」に、「二八一、四〇〇」を「二八九、四〇〇」に改め、同表楽屋の部第一楽屋、第二楽屋及び第三楽屋の款中「八四〇」を「八六〇」に、「一一、一六〇」を「一一、九〇」に、「一、四七〇」を「一、五一〇」に、「二、〇〇〇」を「二、〇五〇」に、「二、六三〇」を「二、七〇〇」に、「三、四七〇」を「三、五六〇」に改め、同部第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋の款中「一、六八〇」を「一、七三〇」に、「二、一〇」を「二、三八〇」に、「二、九四〇」を「三、〇二〇」に、「三、九九〇」を「四、一〇〇」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に、「六、九三〇」を「七、一三〇」に改め、同表リハーサル室の部中「二、八四〇」を「二、九二〇」に、「三、七

八〇」を「三、八九〇」に、「四、七三〇」を「四、八六〇」に、「六、六二〇」を「六、八〇〇」に、「八、五一〇」を「八、七五〇」に、「一一、三四〇」を「一一、六六〇」に改める。

(岐阜県福祉・農業会館利用料金条例の一部改正)

第五条 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例(昭和五十五年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表大会議室の項中「二八、九〇〇円」を「二九、四四〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に改め、同表研修室の項中「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表会議室の項中「三、七八〇円」を「三、八九〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に改める。

(南飛驒健康増進センター条例の一部改正)

第六条 南飛驒健康増進センター条例(平成十五年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「七、三〇〇」を「七、五二〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇七〇」に、「一八、一〇〇」を「一八、五八〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「八、八〇〇」を「九、〇七〇」に、「三、七〇〇」を「四、〇九〇」に、「二、五〇〇」を「三、一七〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、五〇〇」を「九、七七〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、五八〇」に、「三、七〇〇」を「四、三五〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、八〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一八、六〇〇」を「一九、一七〇」に、「三〇、四〇〇」を「三二、二七〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の項中「一一、八〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一七、六〇〇」を「一八、一四〇」に、「一九、四〇〇」を「二〇、二四〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一四、七〇〇」を「一五、二二〇」に、「三、五〇〇」を「四、一四〇」に、「三八、二〇〇」を「三九、二六〇」に改める。

別表二の表中会議室の項中「一、八〇〇」を「一、八四〇」に、「二、四〇〇」を「二、四八〇」に、「三、七〇〇」を「三、八三〇」に改め、同表小会議室の項中「八〇〇」を「八一〇」に、「一、一〇〇」を「一、一三〇」に、「一、七〇〇」を「一、七三〇」に改め、同表和室の項中「一、〇〇〇」を「一、〇三〇」に、「一、三〇〇」に、「一、七〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、一五〇」に改める。

〇〇」を「一、三五〇」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改める。

別表二の表宿泊に使用する場合の項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同表宿泊以外に使用する場合の項中「一、四五〇」を「一、四九〇」に、「一、九〇〇」を「一、九五〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇八〇」に改める。

(岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部改正)

第七条 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正)

第八条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療料」及び「予防接種料」の下に「の項」を加え、「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表診療材料代の項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(セラミックパークM<sub>エ</sub>IN<sub>エ</sub>O条例の一部改正)

第九条 セラミックパークM<sub>エ</sub>IN<sub>エ</sub>O条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「五二五円」を「五四〇円」に、「一、五七五円」を「一、六二〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改める。

別表一の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五二五円以下であるものの款平日の項中「一〇四、四〇〇」を「一〇七、四〇〇」に、「三〇、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「三三、九〇〇」を「三六、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一四、八〇〇」を「一二一、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一四七、七〇〇」を「一五八、四〇〇」を「一六五、八〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五二五円を超え、一、五七五円以下であるものの款平日の項中「一八二、七〇〇」を「一八七、九〇〇」に、「二二八、四〇〇」を「二三三、九〇〇」に、「二四四、九〇〇」を「二五〇、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二〇一、〇〇〇」を「二〇六、七〇〇」に、「二五二、二〇〇」を「二五八、四〇〇」に、「四五二、二〇〇」を「四六五、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、五七五円を超え、三、一五〇円以下であるものの款平日の項中「二〇八、八〇〇」を「二一四、八〇〇」に、「

「二六一、〇〇〇」を「二六八、四〇〇」に、「四六九、八〇〇」を「四八三、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二九、七〇〇」を「三三六、二〇〇」に、「二八七、一〇〇」を「二九五、三〇〇」に、「五一六、八〇〇」を「五三一、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、一五〇円を超えるものの款平日の項中「二六一、〇〇〇」を「二六八、四〇〇」に、「三二六、三〇〇」を「三三五、六〇〇」に、「五八七、三〇〇」を「六〇四、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二八七、一〇〇」を「二九五、三〇〇」に、「三五八、九〇〇」を「三六九、一〇〇」に、「六四六、〇〇〇」を「六六四、四〇〇」に改め、同表A区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五二五円以下であるものの款平日の項中「五八、三〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「七二、九〇〇」を「七四、九〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三四、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六四、一〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「八〇、二〇〇」を「八二、四〇〇」に、「四四、三〇〇」を「四八、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五二五円を超え、一、五七五円以下であるものの款平日の項中「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、九〇〇」に、「二七、六〇〇」を「三二、一〇〇」に、「三九、六〇〇」を「三六、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一三、三〇〇」を「一一五、四〇〇」に、「四〇、三〇〇」を「四四、三〇〇」に、「二五、六〇〇」を「二五九、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、五七五円を超え、三、一五〇円以下であるものの款平日の項中「一六、六〇〇」を「一九、九〇〇」に、「四五、八〇〇」を「四九、九〇〇」に、「二六二、四〇〇」を「二六九、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二八、三〇〇」を「三一、九〇〇」に、「二六〇、三〇〇」を「二六四、九〇〇」に、「二八八、六〇〇」を「二九六、八〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、一五〇円を超えるものの款平日の項中「一四五、八〇〇」を「一四九、九〇〇」に、「一八二、二〇〇」を「一八七、四〇〇」に、「三三八、〇〇〇」を「三三七、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六〇、四〇〇」を「一六四、九〇〇」に、「二〇〇、四〇〇」を「二〇六、一〇〇」に、「三六〇、八〇〇」を「三七一、〇〇〇」に改め、同表B区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五二五円以下であるものの款平日の項中「四四、一〇〇」を「四五、三〇〇」に、「五五、一〇〇」を「五六、七〇〇」に、「九九、二〇〇」を「一〇二、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜

日及び休日の項中「四八、五〇〇」を「四九、九〇〇」に、「六〇、六〇〇」を「六一、三〇〇」に、「一〇九、一〇〇」を「一一二、二〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五二五円を超え、一、五七五円以下であるものの款平日の項中「七七、二〇〇」を「七九、三〇〇」に、「九六、四〇〇」を「九九、二〇〇」に、「一七三、六〇〇」を「一七八、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「八四、九〇〇」を「八七、三〇〇」に、「一〇六、一〇〇」を「一〇九、一〇〇」に、「一九一、〇〇〇」を「一九六、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、五七五円を超え、三、一五〇円以下であるものの款平日の項中「八八、二〇〇」を「九〇、七〇〇」に、「一一〇、二〇〇」を「一一三、三〇〇」に、「一九八、四〇〇」を「二〇四、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九七、〇〇〇」を「九九、七〇〇」に、「一一二、二〇〇」を「一一四、七〇〇」に、「二八、二〇〇」を「三一、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、一五〇円を超えるものの款平日の項中「一一〇、二〇〇」を「一一三、三〇〇」に、「三七、八〇〇」を「四一、七〇〇」に、「四八、〇〇〇」を「五二、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一二、二〇〇」を「一一四、七〇〇」に、「一一五、一〇〇」を「一一五、八〇〇」に、「二七二、八〇〇」を「二八〇、五〇〇」に改める。

別表二の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五二五円以下であるものの部平日の項中「一八、五〇〇」を「一九、一〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二五、四〇〇」に、「四三、二〇〇」を「四四、五〇〇」に、「六一、八〇〇」を「六三、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二〇、四〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「四七、六〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「六八、〇〇〇」を「七〇、〇〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合その額が五二五円を超え、一、五七五円以下であるものの部平日の項中「三三、五〇〇」を「三三、四〇〇」に、「四三、三〇〇」を「四四、五〇〇」に、「七五、八〇〇」を「七七、九〇〇」に、「一〇八、二〇〇」を「一一一、三〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「三五、七〇〇」を「三六、七〇〇」に、「四七、六〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「八三、三〇〇」を「八五、七〇〇」に、「一一九、〇〇〇」を「一二二、四〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合その額が一、五七五円を超え、三、一五〇円以下であるものの部平日の項中「三七、一〇〇」を「三八、二〇〇」に、「四九、四〇〇」を「五〇、九〇〇」に、「八六、五〇〇」

を「八九、一〇〇」に、「二二三、六〇〇」を「二七、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四〇、八〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「五四、四〇〇」を「五六、〇〇〇」に、「九五、二〇〇」を「九八、〇〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三九、九〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、一五〇円を超えるものの部平日の項中「四六、四〇〇」を「四七、七〇〇」に、「六一、八〇〇」を「六三、六〇〇」に、「一〇八、二〇〇」を「一一、三〇〇」に、「五四、五〇〇」を「五九、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五一、〇〇〇」を「五二、五〇〇」に、「六八、〇〇〇」を「七〇、〇〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「二二、五〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七四、九〇〇」に改める。

別表三の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五二五円以下であるものの款平日の項中「九、五〇〇」を「九、八〇〇」に、「二一、七〇〇」を「二一、一〇〇」に、「三二、二〇〇」を「三二、九〇〇」に、「三二、八〇〇」を「三二、七〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、四〇〇」に、「二四、五〇〇」を「二五、二〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五二五円を超える、一、五七五円以下であるものの款平日の項中「一六、七〇〇」を「一七、二〇〇」に、「二二、三〇〇」を「二二、九〇〇」に、「三九、〇〇〇」を「四〇、一〇〇」に、「五五、七〇〇」を「五七、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一八、四〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二四、五〇〇」を「二五、二〇〇」に、「四一、九〇〇」を「四四、一〇〇」に、「六一、三〇〇」を「六一、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、五七五円を超える、三、一五〇円以下であるものの款平日の項中「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に、「二五、四〇〇」を「二六、二〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、八〇〇」に、「六三、六〇〇」を「六五、四〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、〇〇〇」を「二一、六〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二八、八〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「五〇、四〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七二、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、一五〇円を超えるものの款平日の項中「三三、九〇〇」を「三四、五〇〇」に、「三一、八〇〇」を「三二、七〇〇」に、「五五、七〇〇」を「五七、二〇〇」に、「七九、五〇〇」を「八一、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二六、三〇〇」を「二七、〇〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「六一、三〇〇」を

「六三、〇〇〇」に、「八七、五〇〇」を「九〇、〇〇〇」に改め、同表二分の一利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五二五円以下であるものの款平日の項中「五、七〇〇」を「五、九〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、八〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三三、七〇〇」に、「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「六、三〇〇」を「六、五〇〇」に、「八、四〇〇」を「八、六〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、一〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五二五円を超える、一、五七五円以下であるものの款平日の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、七〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三四、三〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、〇〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、一〇〇」に、「二五、七〇〇」を「二六、四〇〇」に、「三六、七〇〇」を「三七、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、五七五円を超える、三、一五〇円以下であるものの款平日の項中「一一、五〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一五、三〇〇」を「一五、七〇〇」に、「二六、八〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三八、二〇〇」を「三九、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一二、六〇〇」を「一二、九〇〇」に、「一六、八〇〇」を「一七、二〇〇」に、「二九、四〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「四一、〇〇〇」を「四三、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、一五〇円を超えるものの款平日の項中「一四、三〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三四、三〇〇」に、「四七、八〇〇」を「四九、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一五、八〇〇」を「一六、二〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、六〇〇」に、「三六、八〇〇」を「三七、八〇〇」に、「五二、六〇〇」を「五三、九〇〇」に改める。

別表四の表平日の項中「二、五〇〇」を「二、六〇〇」に、「三、三〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「五、八〇〇」を「六、〇〇〇」に、「八、三〇〇」を「八、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、六〇〇」を「三、八〇〇」に、「六、三〇〇」を「六、六〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、四〇〇」に改める。

別表五の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五二五円以下であるものの部平日の項中「三、七〇〇」を「三、八〇〇」に、「四、九〇〇」を



を「五、〇〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「二二、三〇〇」を「二二、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、一〇〇」を「四、二〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、六〇〇」に、「九、五〇〇」を「九、八〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、九〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五二五円を超え、一、五七五円以下であるものの部平日の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「七、一〇〇」を「七、三〇〇」に、「九、五〇〇」を「九、七〇〇」に、「一六、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、三〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、五七五円を超え、三、一五〇円以下であるものの部平日の項中「七、四〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、八〇〇」を「一〇、一〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、七〇〇」に、「四、六〇〇」を「五、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、一〇〇」を「八、三〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一八、九〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二七、一〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、一五〇円を超えるものの部平日の項中「九、二〇〇」を「九、五〇〇」に、「二二、三〇〇」を「二二、六〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、一〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三一、五〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、一〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三一、四〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三三、九〇〇」に、「三三、八〇〇」を「三四、三〇〇」に、「三三、九〇〇」を「三四、七〇〇」に改める。

別表六の表全部利用の部平日の項中「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、九〇〇」に、「一七、三〇〇」を「一七、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、四〇〇」を「八、七〇〇」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「一九、六〇〇」に改め、同表二分の一利用の部平日の項中「四、六〇〇」を「四、八〇〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「一〇、四〇〇」を「一〇、七〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五、一〇〇」を「五、二〇〇」に、「六、三〇〇」を「六、六〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一一、八〇〇」に改める。

別表七の表冷暖房設備の部展示ホールの款全部利用の項中「七、三三〇」を「七、五六〇」に改め、同款A区分利用の項中「四、一九〇」を「四、三二〇」に改め、同款B区分利用の項中「三、一六〇」を「三、二五〇」に改め、同部国際会議場の款中

「六四〇」を「六六〇」に、「八〇〇」を「八三〇」に改め、同部イベントホールの款全部利用の項中「二八〇」を「二九〇」に、「三五〇」を「三六〇」に改め、同款二分の一利用の項中「一四〇」を「一五〇」に、「一八〇」を「一九〇」に改め、同表その他の附属施設設備等の部中「一五、〇〇〇」を「一五、四三〇」に改める。

(岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表大展示場の部中「二〇八、九四〇円」を「二二、〇五〇円」に改め、同表中展示場の部中「三〇、九五〇円」を「三一、八三五円」に改め、同表小展示場の部中「二、八八〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表ホールの部土曜日、日曜日及び休日の項中「二七、六二〇円」を「二八、四〇五円」に改め、同部その他の日の項中「三二、二六〇円」を「三二、九〇〇円」に改め、同表会議室の部中「七五円」を「七七円」に改める。

(岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部改正)

第十一条 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例(昭和六十一年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「六七、二〇〇円」を「六九、二二〇円」に改め、同表入学試験料の項中「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に改める。

(岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第十二条 岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五十二円」を「五十三円」に改める。

(岐阜県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第十三条 岐阜県流水占用料等徴収条例(平成十二年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第一一の項中「三、八六〇」を「三、九七〇」に改め、同表一の項中「三九〇」を「四〇〇」に改める。

別表第三中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第四一の項及び二の項中「二二〇」を「二二六」に改め、同表三の項及び四の項中「一六八」を「一七二」に改め、同表五の項中「二二〇」を「二二六」に改める。

(岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第十四条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例(平成十四年岐阜県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第二一の項から三の項までの規定中「二〇〇円」を「二六円」に改め、同表四の項及び五の項中「一六八円」を「一七二円」に改める。

(岐阜県都市公園条例の一部改正)

第十五条 岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「別表第四一又は別表第四二」を「別表第四一の表又は二の表」に「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第三一の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に改める。

別表第三一の表パークゴルフ場の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表パークゴルフ場の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同表心のテーマパーク養老天命反転地の項中「九〇〇円」を「九三〇円」に改め、同表テニスコートの項中「六〇〇円」を「六二〇円」に改め、同表駐車場の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第三二(一)の表を次のように改める。

(一) 第一体育館、第二体育館、武道館、相撲場、本館(体育室)、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、弓道場及び補助競技場

区分	金額(円)	
	午前午後	夜間全日
第一体育館	八三三〇	三、四〇〇
アマチュアスポーツ	九五〇〇	三、四〇〇
全部利用	八三三〇	三、四〇〇
入場料等を徴収する場	八三三〇	三、四〇〇
土曜日		三、四〇〇
日曜日及び休日		三、四〇〇
その他	四八〇〇	二、四八〇
時間外		二、四八〇

音楽、芸術、スポーツ等の利用	土曜日、日曜日及び休日	その他の日	一部利用	
			フロアの三分の一	フロアの二分
入場料等を徴収する場	四三〇	四三〇	六四〇	六四〇
その他	五〇〇	五〇〇	七五〇	七五〇
土曜日	三、四〇〇	三、四〇〇	六四〇	六四〇
日曜日	三、四〇〇	三、四〇〇	六四〇	六四〇
その他	二、四八〇	二、四八〇	二、四八〇	二、四八〇
時間外	二、四八〇	二、四八〇	二、四八〇	二、四八〇

第二 体育館										興行				
一部 利用					全部 利用					見本市、展示会、集式、その他	土曜日、日曜日及び休日			
卓球コート一面につき	バドミントンコート一面につき	バレーボールコート一面につき	テニスコート一面につき	バスケットボールコート一面につき	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	その他	ポーツ	アス	アマチュア	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	その他
一、六三〇	五五〇	六五〇	二、一六〇	三、二四〇	三、二四〇	四、八五〇	七、二〇〇	九、七〇〇	一九、四〇〇	二、六〇〇	一、九四〇	三、二四〇	三、二四〇	一、九四〇
一、八四〇	六五〇	七五〇	二、三六〇	三、五七〇	三、五七〇	五、一八〇	一、一、三三〇	一〇、八〇〇	二、六〇〇	三、四〇〇	二、四〇〇	三、二四〇	三、二四〇	二、四〇〇
二、三八〇	七五〇	九八〇	三、一四〇	四、六五〇	四、六五〇	七、二四〇	一、四、七〇〇	一四、〇九〇	二、八〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、二四〇	三、二四〇	二、四〇〇
五、八五〇	一、九六〇	二、三九〇	七、六八〇	一、一、四六〇	一、一、四六〇	一、七、三三〇	三、五、二四〇	三、四、六六〇	六、九二〇	七、七〇〇	六、七七〇	七、七〇〇	七、七〇〇	七、四一〇
					三、二四〇	四、八五〇	七、二〇〇	九、七〇〇	一九、四〇〇	二、六〇〇	一、九四〇	三、二四〇	三、二四〇	一、九四〇

相撲場		本館 体育室		陸上競技場		武道館	
アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ		剣道場	
一部 利用	全部 利用	一部 利用	全部 利用	一部 利用	全部 利用	一部 利用	全部 利用
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合
一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇
一、七二〇	四、〇〇〇	一、七二〇	四、〇〇〇	一、七二〇	四、〇〇〇	一、七二〇	四、〇〇〇
一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇	一、五二〇	三、四〇〇
四、七五〇	二、四〇〇	四、七五〇	二、四〇〇	四、七五〇	二、四〇〇	四、七五〇	二、四〇〇
五、九八〇	一、七五〇	五、九八〇	一、七五〇	五、九八〇	一、七五〇	五、九八〇	一、七五〇

水泳場		庭球場		野球場		その他							
五〇メートルプール		一般コート		アマチュアセンターコート		その他							
全部利用		屋外コート一面につき	屋内コート一面につき	その他		アマチュアセンターコート	アマチュアスポーツ	その他					
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合				
二、九〇〇	三、五〇〇	二、二七〇	三、四〇〇	二、八〇〇	四、二〇〇	五、七〇〇	一七、二〇〇	二、一五〇	三、六〇〇	三、六〇〇	二、九〇〇	三、六〇〇	二、九〇〇
二、五二〇	四、三三〇	二、五九〇	三、八九〇	三、三〇〇	四、七〇〇	六、四八〇	一四、四〇〇	二、一九〇	六、四〇〇	六、四〇〇	二、五二〇	六、四〇〇	二、五二〇
二、九〇〇	三、五〇〇		三、四〇〇	二、八〇〇	四、二〇〇	五、七〇〇	一七、二〇〇	二、一五〇	三、六〇〇	三、六〇〇	二、九〇〇	三、六〇〇	二、九〇〇
三、八九〇	二、六七〇		一、〇六〇	八、五五〇	二、五五〇	五、三二〇	五、四六〇	三、五六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、八九〇	三、七六〇	三、八九〇
四、八七〇	一、四九〇	一、〇八〇	一、三三〇	二、〇〇〇	三、一六〇	六、五九〇	三、二五〇	四、四四〇	二、九七〇	二、九七〇	四、八七〇	二、九七〇	四、八七〇
(一) 二五メートルプール(冷間)													
二五メートルプール		飛び込みプール		その他		その他		その他					
全部利用		アマチュアセンターコート	アマチュアスポーツ	その他		アマチュアセンターコート	アマチュアスポーツ	その他					
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合				
五、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	四、二〇〇	二、九〇〇	二、五九〇	一、三〇〇	五、九〇〇	一、六三〇	一、六三〇	五、〇〇〇	一、六三〇	五、〇〇〇
四、〇〇〇	一、九四〇	二、三九〇	三、八八〇	四、六六〇	二、四八〇	二、九三〇	一、六六〇	五、九〇〇	三、七六〇	三、七六〇	四、〇〇〇	三、七六〇	四、〇〇〇
五、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	四、二〇〇	二、九〇〇	二、五九〇	一、三〇〇	五、九〇〇	一、六三〇	一、六三〇	五、〇〇〇	一、六三〇	五、〇〇〇
七、一〇〇	五、八四〇	三、四六〇	二、三三〇	三、五〇〇	四、五〇〇	二、七〇〇	四、三三〇	七、一〇〇	二、四三〇	二、四三〇	七、一〇〇	二、四三〇	七、一〇〇
二、三〇〇	四、八〇〇	四、三三〇	二、三九〇	一、六八〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	五、〇	二、三〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	二、三〇〇	七、九〇〇	二、三〇〇

その他	補助競技場			弓道場		二五メートルプール(温水期間)							
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	コーン	コーン	コーン	コーン	コーン	コーン	コーン	コーン
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合
五、八四〇	三、四〇〇	一〇、七〇〇	三、四〇〇	一〇、七〇〇	三、四〇〇	二、二七〇	八、〇五〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇
五、三三〇	三、三九〇	二、六〇〇	三、三九〇	二、六〇〇	三、三九〇	二、二七〇	八、〇五〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇
五、八四〇	三、四〇〇	一〇、七〇〇	三、四〇〇	二、一〇〇	三、三九〇	二、二七〇	八、〇五〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇
一六、〇〇〇	一〇、八〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	二、一〇〇	三、三九〇	七、四四〇	二、四三〇	七、九三〇	五、三〇〇	二、四三〇	四、八六〇	二、四三〇	二、四三〇
二〇、二〇〇	一、三〇〇	四、〇〇〇	三、三九〇	三、三九〇	三、三九〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	九、一四〇	六、五九〇	一、九七〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇

入場料等を徴収しない場合	一七二〇	一九四〇	一七二〇	四〇〇〇	六七〇〇
--------------	------	------	------	------	------

別表第三三二(二)の表トイレ・ニクツ室の項中「三二〇」を「三三〇」に改める。  
 別表第三三二(三)の表第三駐車場の項中「二〇、六九〇円」を「二一、二八〇円」に、「三二、〇八〇円」を「三二、九七〇円」に、「七二、四六〇円」を「七四、五三〇円」に改め、同表第四駐車場の項中「九、八七〇円」を「一〇、一五〇円」に、「四、九一〇円」を「一五、三四〇円」に、「三、四六五〇円」を「三五、六四〇円」に改める。  
 別表第三三三の表テニスコート等の項中「六〇〇円」を「六二〇円」に改め、同表駐車場の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。  
 別表第三三四の表茶室の項中「四、五〇〇円」を「四、六三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同表園内移動用車両の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。  
 別表第三三五の表世界淡水魚園水族館の項中「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、一五〇円」に改める。  
 別表第三三六の表昭和三十五山湯の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。  
 別表第四一の表売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設の項中「三八五」を「三九五」に改め、同表駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設の項中「三五〇」を「三六〇」に改める。  
 別表第四三の表物品の販売その他これに類する行為の項及び業として行う写真の撮影の項中「七〇〇」を「七二〇」に改め、同表業として行う映画の撮影の項中「九、四五〇」を「九、七二〇」に改め、同表展示会、競技会、集会その他これらに類する催しの項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に改め、同表広告物の掲出の項中「一、五八〇」を「一、六二〇」に改める。  
 (岐阜県営住宅条例の一部改正)  
 第十六条 岐阜県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
 第四十四条第一項中「千五百七十五円」を「千六百二十円」に、「三千五百円」を「三千二百四十円」に改める。  
 (岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十七条 岐阜県公営企業の設定等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十六条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(岐阜県博物館条例の一部改正)

第十八条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表その他の者の項中「三三〇円」を「三三〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

(岐阜県高山陣屋入場料徴収条例の一部改正)

第十九条 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表個人の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同表団体(三人以上に限る。)の項中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第二十条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二二〇円」を「二二〇円」に改め、同表その他の者の項中「三二〇円」を「三三〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

別表第二一般展示室(小)の項中「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に改め、同表一般展示室(中)の項中「二六、八〇〇円」を「二七、二八〇円」に改め、同表一般展示室(大)の項中「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三七、五〇〇円」を「三八、五七〇円」に改め、同表講堂の項中「一五、〇〇〇円」を「一五、四三〇円」に改め、同表野外展示場の項中「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に改め、同表備考第二号中「六千四百円」を「六千五百八十円」に、「八千六百円」を「八千八百五十円」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第二十一条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二二〇円」を「二二〇円」に改め、同表その他の者の項中「三三〇円」を「三三〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に

改める。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

第二十二条 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の部全部使用の款中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、一八〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八九〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九五〇円」に改め、同部一部使用の款研修室一の項中「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九一〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四五〇円」に改め、同款研修室二の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に改め、同表特別会議室の部中「四、五〇〇円」を「四、六三〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二六〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三五〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八九〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、六一〇円」に、「八、七〇〇円」を「九、一九二〇円」に改め、同表多目的ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「五、九〇〇円」を「六、〇七〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、三七〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、六七〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、七四〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、九七〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、二七〇円」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「七、七〇〇円」を「七、九二〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、五九〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六七〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、五一〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二七、二六〇円」に、「三四、二〇〇円」を「三五、一八〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇四〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三三、七二〇円」に改め、同表多目的小ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「一、一〇〇円」を「一、一六〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に、「二、一五〇〇円」を「二、一五七〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八九〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四六〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九七〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五四〇円」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「一、七〇〇円」を「一、七八〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「八、七〇〇円」を

「八、九五〇」に、「九、三〇〇」を「九、五六〇」に、「二、一〇〇〇」を「二、三四〇」に、「七、九〇〇」を「八、一三〇」に、「一、二〇〇」を「一、一、五二〇」に改め、同表企画展示室の部中「三、五〇〇」を「三、六〇〇」に改める。

(岐阜アリーナ条例の一部改正)  
第二十三条 岐阜アリーナ条例(昭和四十年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中	四、八〇〇円	四、九四〇円
	二、四〇〇円	二、四七〇円
	三、一、五〇〇円	三、一、四〇〇円
	二六、二〇〇円	二六、九五〇円
	一三、二〇〇円	一三、五八〇円
	二、一、〇〇〇円	二、一、三四〇円
	三九、六〇〇円	四〇、七三〇円
	三六、〇〇〇円	三七、〇三〇円
	七九〇円	八一〇円
	五三〇円	五五〇円

一、六八〇円を当該競技に利用可能なコート <sup>コ</sup> の総数で除して得た額	七九〇円	一、七三〇円を当該競技に利用可能なコート <sup>コ</sup> の総数で除して得た額	八一〇円
を	四〇〇円	を	四一〇円

に改める。

(岐阜県長良川球技場条例の一部改正)  
第二十四条 岐阜県長良川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「二五、二〇〇」を「二五、九二〇」に、「二八、四〇〇」を「二九、二二〇」に、「七八、八〇〇」を「八一、〇五〇」に、「九、七七〇」を「一〇、〇五〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、四〇〇」を「八、六四〇」に、「九、五〇〇」を「九、七七〇」に、「二六、三〇〇」を「二七、〇五〇」に、「三、二六〇」を「三、三五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「二六、〇〇〇」を「二九、六〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二四、八五〇」に、「三九、三、八〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「四九、一四〇」を「五〇、五四〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四二、〇〇〇」を「四三、二〇〇」に、「四七、三〇〇」を「四八、六五〇」に、「三一、三〇〇」を「三三、五〇〇」に、「二六、三八〇」を「二六、八五〇」に改め、同表駐車場の部第三駐車場の款中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

〇」を「八一、〇五〇」に、「九、七七〇」を「一〇、〇五〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、四〇〇」を「八、六四〇」に、「九、五〇〇」を「九、七七〇」に、「二六、三〇〇」を「二七、〇五〇」に、「三、二六〇」を「三、三五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「二六、〇〇〇」を「二九、六〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二四、八五〇」に、「三九、三、八〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「四九、一四〇」を「五〇、五四〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四二、〇〇〇」を「四三、二〇〇」に、「四七、三〇〇」を「四八、六五〇」に、「三一、三〇〇」を「三三、五〇〇」に、「二六、三八〇」を「二六、八五〇」に改め、同表駐車場の部第三駐車場の款中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例の一部改正)  
第二十五条 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表入場料の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表スケート滑走料の項中「一、二〇〇円」を「一、一三〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇三〇円」に改め、同表リンク利用料の項中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八六〇円」に改める。

(岐阜県川辺漕艇場条例の一部改正)  
第二十六条 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表艇庫の部八人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「四〇、八〇〇」を「四一、九七〇」に、「八一、六〇〇」を「八三、九三〇」に改め、同部四人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二七、六〇〇」を「二八、三九〇」に、「五五、二〇〇」を「五六、七八〇」に改め、同部二人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二〇、四〇〇」を「二〇、九八〇」に、「四〇、八〇〇」を「四一、九七〇」に改め、同部一人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「三三、二〇〇」を「三三、五八〇」に、「二六、四〇〇」を「二七、一五〇」に改め、同部スloopを保管する場合の項中「二、七六〇」を「二、八四〇」に、「五、五二〇」を「五、六八〇」に改め、同部スカルを保管する場合の項中「一、三三〇」を「一、三六〇」に、「二、六四〇」を「二、七二〇」に改め、同表宿泊施設の部中「一、三三〇」を「一、三六〇」に、「一、八〇〇」を「二、八五〇」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日までの間に南飛驒健康増進センター条例に規定するキャンプ縄文及び岐阜県川辺漕艇場条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第十七条の規定による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条の規定は平成二十六年四月分の水道料金から、新条例第十六条の規定は同年五月分の工業用水道料金から適用する。

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定に基づき、企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第二条 知事は、将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業であつて規則で定めるもの(以下「対象事業」という。)を行う法人(以下「対象事業者」という。)(が、対象事業の用に供するために新築され、若しくは増築された家屋(以下「対象家屋」という。)(又は対象家屋の敷地となる土地(当該土地の取得の日から一年以内(造成されていない土地にあつては、三年以内)に当該土地の上に対象家屋を新築し、又は増築する工事に着手した場合における当該土地に限る。

以下この項において「対象用地」という。)(を取得した場合であつて次の各号のいずれにも該当し、かつ、企業立地の促進に資すると知事が認めるときにおける当該対象家屋又は当該対象用地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得がこの条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間(以下「対象期間」という。)(に行われたときに限り、岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県条例」という。)(第五十四条及び県条例附則第七条の二第一項の規定にかかわらず、対象家屋の取得にあつては百分の二と、対象用地の取得にあつては百分の一・五とする。

一 対象用地、対象家屋及び対象家屋の取得に伴い新たに取得した地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産であつて規則で定めるものの取得価額の合計額が、三億円以上であること。

二 当該対象家屋を取得した対象事業者が当該対象家屋において常時雇用する労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十一条各号に掲げる者及び県内に住所を有しない者を除く。)の数が、五人以上となること。

2 対象期間に土地を取得した対象事業者又は対象期間に土地を取得した者との間に完全支配関係(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)(がある対象事業者が、当該土地の取得の日から一年以内(造成されていない土地にあつては、三年以内)に当該土地の上に対象家屋を新築し、又は増築する工事に着手した場合において、当該対象家屋を取得した日(対象期間後であるときは、対象期間の末日をもって当該対象家屋を取得したものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において、前項第一号中「対象用地」とあるのは、「対象事業者又は当該対象事業者との間に完全支配関係(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十二条第二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。)(がある者が取得した対象用地」とする。

3 対象事業者との間に完全支配関係がある者が、対象家屋の敷地となる土地(当該土地の取得の日から一年以内(造成されていない土地にあつては、三年以内)に当該対象事業者が当該土地の上に対象家屋を新築し、又は増築する工事に着手した場合における当該土地に限る。以下この項において「対象用地」という。)(を取得した場合であつて次の各号のいずれにも該当し、かつ、企業立地の促進に資すると知事が認めるときにおける当該対象用地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が対象期間に行われたときに限り、県条例第五十四条及び県条例附則第七条の二第



一項の規定にかかわらず、百分の一・五とする。

一 対象事業者との間に完全支配関係がある者又は当該対象事業者が取得した対象用地、対象家屋及び対象家屋の取得に伴い新たに取得した地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産であつて規則で定めるものの取得価額の合計額が、三億円以上であること。

二 第一項第二号に該当すること。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(規則への委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十五の二の項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同項第二号中「第二十四條」を「第二十三條」に改め、同表十八の二の二の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表十八の三の項第十三号中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改め、同表十八の四の項中「羽島市」の下に「恵那市」を加え、同表二十一の項第三号中「第三十一条の二第二項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に改め、同項第四号中「第三十一条の二第二項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に改め、同項第五号中「第六十二条の三第四項第十五号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同項第六号中「第六十二条の三第四項第十六号二」を「第六十二条の三第四項第十

五号二」に改め、同項第八号中「譲渡」を「譲渡等がある場合」に改め、同項第十号中「及び第八号」を「第八号及び第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

9 法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する優良な宅地の造成の認定をすること。

10 法第六十八条の六十九第三項第六号の規定により短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する優良な住宅の新築の認定をすること。

別表第二十一の項市町村又は広域連合の欄中「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十号」を「第十二号」に、「すべて」を「全て」に改め、同表十三の項中「郡上市」の下に「下呂市」を加え、同表三十五の項第一号中「第五条第一項」を「第五条第一項ただし書」に改め、同項中「郡上市」の下に「下呂市」を加え、同表四十五の項中「可児市」の下に「山県市」を加え、同表五十の項を次のように改める。

五十 削除

別表第五十一の項第四号中「及び」を「又は」に改め、同項第七号中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同項中「瑞浪市」の下に「恵那市」を加え、同表五十二の二の二の項を削り、同表五十四の項第一号中「及び同表八の項から十の項まで」を「八の項及び九の項」に改め、同項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二二の項中「関市、美濃市」を「関市、中津川市、美濃市」に、「恵那市、土岐市」を「恵那市、美濃加茂市、土岐市」に改め、「白川町」の下に「御嵩町」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一十八の二の二の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる改正規定及び附則第四項の規定 公布の日

二 別表第一五十の項の改正規定及び附則第五項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第

百二号)の施行の日  
(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」といふ。)により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(次項において「施行日」といふ。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

4 附則第一項ただし書第一号に規定する日前にされた改正前の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「旧条例」といふ。)別表第一十八の二の二の項第八号の申請に係る同項第五号の規定の適用については、同号中「法第十条第四項及び第十二条第三項」とあるのは、「法第十二条第三項及び旅券法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十九号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の法第十条第四項」とする。

5 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる認定に係る旧条例別表第一五十の項の事務については、なお従前の例による。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表に次のように加える。

五 施行令第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験 除免除審査 手数料	一人につき	二、四〇〇
---	-----------------------	-------	-------

別表第一十六の表一の項中「六七〇」を「六九〇」に改め、同表一の項中「三、二六〇」を「三、三五〇」に改める。

別表第二十七の表一の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表八の項第一号及び十の項第一号中「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に改め、同表十六の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表十八の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

別表第三十四の表七の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 法第三十五条第四項に規定する犬又は猫の譲渡(動物愛護センターで行うものに限る。)	犬・猫譲渡 手数料	一頭につき	七、〇〇〇円。 ただし、不妊又は去勢の措置をしていないものにあつては、二、〇〇〇円。
--	--------------	-------	---

別表第三十九の表六の項中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に改める。

別表第四十三の表一の項中「六七〇」を「六九〇」に改め、同表一の項中「三、二六〇」を「三、三五〇」に改める。

別表第四十六の表一の項第一号中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表一の項中「二八〇」を「二九〇」に改め、同表三の項第六号口中「三七〇」を「三八〇」に改め、同表四の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表六の項中「一、二二〇」を「一、二四〇」に改め、同表七の項第二号イ中「二八〇」を「二九〇」に改め、同表第三号イ中「四四〇」を「四五〇」に、「二六〇」を「二七〇」に改め、同号口中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同項第四号イ中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同号口中「一、三五〇」を「一、四二〇」に改め、同号八中「三、一九〇」を「三、二八〇」に改め、同号二中「六七〇」を「六九〇」に改め、同号水中「一、八五

〇を「一、九〇〇」に改め、同項第五号イ中「二四〇」を「二五〇」に改め、同号口中「二、〇〇〇」を「二、〇三〇」に改め、同表八の項中「二、二二〇」を「二、二四〇」に改め、同表九の項第一号中「排泄物」を「排せつ物」に改め、同号イ中「三五〇」を「三六〇」に改め、同号口中「三四〇」を「三五〇」に改め、同項第二号イ及び口中「二、一八〇」を「二、二二〇」に改め、同号八中「一、〇九〇」を「一、一二〇」に改め、同号二中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同号水中「一、〇一〇」を「一、〇四〇」に改め、同号ハ中「五〇〇円」を「五二〇円」に、「二五〇円」を「二五五円」に改め、同項第三号イ中「二二〇」を「二二四〇」に改め、同号口中「一、五一〇」を「一、五五〇」に改め、同号八中「一、九三〇」を「一、九九〇」に改め、同項第四号中「一、五一〇」を「一、五五〇」に改め、同項第五号イ中「七六〇」を「七八〇」に改め、同号口中「二、四四〇」を「二、五二〇」に改め、同項第六号イ中「一、六八〇」を「一、七三〇」に改め、同号口中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同表十の項中「二、二六〇」を「二、三〇〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「二八五、九〇〇」を「二九一、二〇〇」に改め、同号口中「七三三、三〇〇」を「七八、三〇〇」に改め、同号八中「八、九三〇」を「九、一九〇」に改め、同号二中「六、九三〇」を「七、一三〇」に改め、同号水中「七、九〇〇」を「一八、四〇〇」に、「六一、〇〇〇」を「六三、八〇〇」に、「三九、九〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「四、九四〇」を「五、〇八〇」に、「三、五七〇」を「三、六七〇」に、「五、六七〇」を「五、八三〇」に改め、同号ハ中「五二〇」を「五二〇円」に、「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に、「一、三三〇」を「一、三八〇」に、「五、八八〇」を「六、〇五〇」に、「一〇、二〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「三、七〇〇」を「四、一〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、〇五〇」を「三、一四〇」に改め、同号口中「四、九四〇円」を「五、〇八〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同号八中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同号二中「二、六三〇」を「二、七二〇」に改め、同表十二の項第一号イ中「一、六八〇」を「一、七三〇」に、「八、〇九〇」を「八、三三〇」に、「一、四七〇〇」を「一、五二二〇」に、「四、四一〇〇」を「四、五三六〇」に、「三、三六〇〇」を「三、三三〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、四〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、一七三〇」に、「一、〇、五〇〇」を「一、〇、八〇〇」に、「三、六八〇」を「三、七九〇」に、「八、三〇〇」を「八、五四〇」に、「四、八三〇」を「四、九七〇」に、「一〇、一〇〇」を「一〇、三九〇」に、「一五、八〇〇」を「一六、二五〇」に、「六、〇九〇」を「六、二六〇」に、「五、五七〇」を「五、七三〇」に、「七、五六〇」を「七、七八〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、五六〇」に改め、同号口中「一、三七〇」を「一、四二〇」に改め、同号八中「一、五八〇」を「一、六三〇」に、「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「六、二〇〇」を「六、三八〇」に、「九、三五〇」を「九、六二〇」に改め、同項第二号イ中「三、六八〇」を「三、七九〇」に改め、同号口中「四、一〇〇」を「四、二二〇」に改め、同号八中「五、〇四〇」を「五、一八〇」に改め、同号二中「三、八九〇」を「四、〇〇〇」に改め、同号水中「六、四一〇」を「六、五九〇」に改め、同号ハ中「七、四六〇」を「七、六七〇」に改め、同項第三号イ中「二四、七〇〇」を「二五、一二〇」に改め、同号口中「七、五六〇」を「七、七八〇」に改め、同号八中「二、六〇〇」を「二、九六〇」に改め、同項第四号中「八、七二〇」を「八、九七〇」に改め、同表十三の項第一号イ中「二、四二〇」を「二、四九〇」に、「四、五二〇」を「四、六五〇」に改め、同号口中「七、四六〇」を「七、六七〇」に、「一五、八〇〇」を「一六、三〇〇」に改め、同項第一号イ中「二、一六〇〇」を「二、三、〇〇〇」に改め、同号口中「五、八八〇」を「六、〇五〇」に改め、同表十四の項第一号イ中「三、三六〇」を「三、四六〇」に改め、同号口中「九、五六〇」を「九、八三〇」に改め、同号八中「四一、〇〇〇」を「四二、一七〇」に改め、同号二中「四、二〇〇」を「四、三三〇」に改め、同号水及びハ中「二、三、七〇〇」を「二、四、〇九〇」に改め、同号ト中「二九、四〇〇」を「三〇、二四〇」に改め、同号チ中「三七、八〇〇」を「三八、八八〇」に改め、同号リ中「三四、七〇〇」を「三五、六九〇」に改め、同号又中「三五、七〇〇」を「三六、七二〇」に改め、同号ル中「四九、四〇〇」を「五〇、八一〇」に改め、同号ヲ中「三四、七〇〇」を「三五、六九〇」に改め、同号ヲ中「五、九九〇」を「六、一六〇」に、「七、五六〇」を「七、七八〇」に改め、同号力中「一、五五〇」を「一、八八〇」に改め、同号ヨ中「一、一、六〇〇」を「一、九三〇」に改め、同項第二号中「四、九四〇」を「五、〇八〇」に改め、同表十六の項中「五八〇」を「六〇〇」に改め、同表第四十七の表一の項中「九〇〇」を「九三〇」に改め、同表一の項中「七八〇」を「八〇〇」に改める。

別表第一四十八の表一の項中「一、三七〇」を「一、四一〇」に改め、同表一の項中「八二〇」を「八四〇」に改め、同表三の項中「七〇〇」を「七二〇」に改める。

別表第二の項を次のように改める。

一 児童福祉法の施行に 関する事務	1 保育士試験手数料	一般社団法人全国保育士養成 協議会
----------------------	------------	----------------------

2 保育士試験免除審 査手数料	一般社団法人全国保育士養成 協議会
--------------------	----------------------

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二二十七の表の改正規定は、平成二十六年六月十二日から施行する。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第二条第四項」に改める。

第十一条の二ただし書中「第四項」を「第六項」に改める。

第十四条第二項中「県事務所」を「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）」に改め、同条第三項中「県民に廃棄物の不適正処理に係る監視モニターを委嘱する等」を削り、同条第五項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改める。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号に規定する基準に適合すると認められた者に委託しようとするときは、この限りでない。

第二十一条第一項本文中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同項ただし書中「第十四条第四項ただし書」を「第十四条第六項ただし書」に改め、「者」の下に「その他規則で定める者」を加え、同条第二項本文中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同項ただし書中「第十四条の四第四項ただし書」を「第十

四条の四第六項ただし書」に改め、「者」の下に「その他規則で定める者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「たい積」を「堆積」に改める。

第七条中「特定事業の完了時における」を削る。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるもの

二 公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるもの

三 法令又は条例の規定に基づく許可等の処分その他の行為に係る埋立て等であって規則で定めるもの

第八条第二項中「埋立て等」の下に「（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第十条第一号中「その他規則で定める公共的団体」を「又は公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるもの」に改める。

第十一条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定事業が施行されている間において、特定事業に供される土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）における特定事業区域の構造（当該堆

積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。(

第十一条第二項を削る。

第十二条第一項中「前条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が」を削り、「次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項第五号中「完了時」の下に「及び最大堆積時」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「前項第四号」に改め、「並びに前項第二号」を削り、同項を同条第二項とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項各号又は第二項各号」を「第十一条第二号、第六号及び第九号から第十一号まで」に改め、「(規則で定める軽微な変更を除く。)」を削り、同条第四項中「第一項の規則で定める軽微な」を「第十一条第一号、第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項の」に改める。

第十六条第一項中「採取場所」とを「採取等が行われた場所(以下「採取場所」という。）」に改める。

第十八条中「搬入の日付、採取場所、数量その他の規則で定める」を「採取場所、搬入の日付及び数量その他の」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県埋立て等の規制に関する条例第十一条第一項又は第二項の規定により提出されている申請書は、改正後の岐阜県埋立て等の規制に関する条例第十一条の規定により提出された申請書とみなす。

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)

第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づき、岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験その他前条に規定する事項を調査審議するために必要な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第六条 委員会は、第二条に規定する事項のうち特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項の特別の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第四条第三項の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関する関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。





別表備考第四号イ中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和四十五年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

一七、六〇〇円	一一八、八〇〇円
一八〇、〇〇〇円	一一二、四〇〇円
一三九、二〇〇円	一四〇、四〇〇円
一七、六〇〇円	一一八、八〇〇円

を

に改める。

附 則

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 平成二十六年三月三十一日に在学する学生に係る授業料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成二十二年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）」を「法」に改め、本則を本則第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項の規定により条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日における額）が五十万円以上の財産とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。





四条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「第百七十七条に規定する指定共同生活介護、第百四十三条」を「第百四十三条」に、「又は第百八十条に規定する指定共同生活援助」を、「第百八十条に規定する指定共同生活援助又は第百八十四条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百八十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下この章において同じ。）を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る」に、「以下この章において同じ。）又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「の利用者」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第百八十四条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第一号中「指定共同生活介護事業所」を削り、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所」に改め、「指定共同生活援助事業所」の下に、「第百八十四条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「掲げる数」を「定める数」に改め、同号イ中「第百七十七条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に、「第百八十四条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第百四十二条第二号中「指定共同生活介護事業所又は規定する」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第百八十四条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第百五十二条中「第七条、第九条」を「第九条」に改め、「第四十条まで」の下に、「第四十九条」を加える。

第百九条第一項中「及び第百八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第百十二条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。  
第七章を次のように改める。

第七章 削除

第百七十七条から第百三十四条まで 削除  
第百四十七条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第百四十七条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百四十九条中「第二十二條」、「第百二十四條」、「第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十一条において読み替えて準用する省令第二十二條の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第百二十四條中「支給決定障害者が」とあるの

は「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において読み替えて準用する省令第四百四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第六十条中「第二十二條」を削り、「第二百二十四條、第二百三十七條及び第二百三十八條」を「第三百三十七條、第三百三十八條及び第四百七十七條の二」に改め、「第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第二十二條の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第二百二十四條中「支給決定障害者が」を、「第四百七十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）の」と、「第四百七十四條」を「第七十条の二第一項に、「同じ。）が」を「同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」に改める。

第十三章中第八十条の前に次の節名を付す。

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第八十条中「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第八十一条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 常勤換算方法で、イからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）

第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第八十一条の次に次の七条を加える。

(管理者)

第八十一条の二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第八十一条の三 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、利用者の家族及び地域住民との交流が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合は、この限りでない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定

員と同数を上限とする。)とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ  
る設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすることができる。ただし、利用者のサービス提供上必要と  
認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。  
9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。  
(入退居)

第百八十一条の四 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者  
(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際し、その者の心身の状況、生  
活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際し、利用者の希望を踏まえた上で、  
退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。  
ない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際し、利用者に対し、適切な援助を  
行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に  
努めなければならない。  
(入退居の記録の記載等)

第百八十一条の五 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居又は退居に際し、当該  
指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項  
において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければ  
ならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市  
町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第百八十一条の六 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した場合は、  
支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるもの  
とする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供し  
た場合は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービ  
ス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助  
において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障  
害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給  
された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定  
障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場  
合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において  
準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみな  
された特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要す  
る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支  
給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、  
当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなけ  
ればならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当  
たつては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用につ  
いて説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。  
(指定共同生活援助の取扱方針)

第百八十一条の七 指定共同生活援助事業者は、第百八十四条において読み替えて準  
用する第五十七条第一項に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」

という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者が指定共同生活援助の提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第八十一条の八 指定共同生活援助事業者は、サービス管理責任者に、第八十四条において準用する第五十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第八十二条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第八十二条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第八十二条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 入居定員

二 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

三 入居に当たっての留意事項

四 非常災害対策

五 第三十条各号(第三号から第五号までを除く。)に掲げる事項

第八十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第八十二条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第八十二条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第八十三条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他

の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百八十三条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百八十三条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第百八十四条中、「第百十九条から第百二十六条まで、第百二十八条、第百二十九条及び第百三十一条から第百三十三条まで」を「及び第百四十七条の二」に、「第百八十四条において準用する第百二十九条」を「第百八十二条の三」に、「第百八十四条において準用する第百三十三条第一項」を「第百八十一条の六第一項」に、「第百八十四条において準用する第百三十三条第二項」を「第百八十一条の六第二項」に、「第百八十四条において準用する第百三十三条第一項」を「第百八十三条の四第一項」に、「第百三十三条第三項第二号中、「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、「第百二十五条第一項及び第百二十六条第一項中「第百三十四条」とあるのは「第百八十四条」と、第百二十六条第一項第三号及び第百二十八条第一項中、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を、「第百四十七条の二第一項中、「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中、「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

(外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準)

第百八十四条の二 前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業

所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第百八十四条の十において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第百八十四条の四第一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うもの人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百八十四条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれていた環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第百八十四条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の基本サービスを提供する従業者を置かなければならない。

一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 三十以下 一以上

ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第百八十四条の五 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第百八十四条の七に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第百八十四条の六 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第百八十四条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

二 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在

地

三 第百八十二条の三各号(第二号を除く。)に掲げる事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第百八十四条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百八十四条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百八十四条の十 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第五十二條、第五十七條、第五十九條、第六十五條、第六十九條、第七十二條から第七十四條まで、第八十六條、第八十八條、第九十條、第百四十七條の二、第百八十一條の二から第百八十二條の二まで及び第百八十三條の二から第百八十三條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第五十二條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第六十四條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条の十」と、第九十條中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十三條の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十七條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十七條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百八十二條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章 削除

第百八十七條及び第百八十八條 削除

附則第二項中「指定共同生活援助事業者」を「省令附則第十二條に規定する指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「省令附則第七條第一項に規定する指定共同生活援助の事業等」に、「同条」を「省令附則第十八條」に、「第百二十條第六項及び第七項」を「第百八十一條の三第七項及び第八項」に、「第百二十四條」を「第百八十四条の十」に改め、附則第三項及び附則第四項中「第百二十七條第三項」を「第百八十二條第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、附則第五項中「第百八十八條第一項第二号口」を「第百八十一条第一項第二号口」に、「利用者数」を「利用者数」に改める。

（岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三條 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号イ(1)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第四條 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号イ(1)中「平均障害程度区分（省令第四條第一項第一号イ(2)イ(4)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害者程度区分の平均値をいう。以下同じ。）」を「平均障害支援区分」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号。以下「整備省令」という。）（附則第三條第一項に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第二條の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運



営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）（第八十条に規定する指  
定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 整備省令附則第三条第二項に規定する旧指定共同生活援助事業所は、新条例第八  
十四条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附  
則第五項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみな  
す。

4 整備省令附則第四条に規定する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第八  
十四条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」  
とあるのは、「十一」とする。

5 附則第三項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされ  
たものについて、新条例第八十四条の八第四項の規定を適用する場合には、  
この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受  
託居宅介護サービスの提供の」とする。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十六  
号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県  
条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「市町村等」を「この項において「市町村等」に、「この条」を  
「この項」に、「厚生労働省関係係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例  
に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係係構造改  
革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定  
める省令」に改め、「（以下この項において「乳幼児」という。）」を削る。

第四十六条第三項を削る。

附則第十三項中「六人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岐阜県条例第十五号）の一  
部を次のように改正する。

第三条中「千分の〇・九」を「千分の〇・四四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表中五の項を削り、六の項を五の項とする。

別表第一八の表四の項第二号イ中「二六、五〇〇」を「二七、九〇〇」に改め、同号ロ中「二二、一〇〇」を「三三、一〇〇」に、「三三、七〇〇」を「二四、九〇〇」に、「二六、五〇〇」を「二七、九〇〇」に改め、同号ハ中「八、一〇〇」を「八、八〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、九〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、九〇〇」に改める。  
別表第十二の表一の項第一号イ中「七四〇〇」を「七六〇〇」に、「一、八二〇」を「一、八七〇」に、「二、四三〇〇」を「二、五〇〇」に、「三、八三〇」を「三、九四〇」に、「五、〇四〇」を「五、一八〇」に改め、同号ロ中「二、二六〇」を「二、三〇〇」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に、「二、八〇〇」を「二、八八〇」に、「四、二六〇」を「四、三八〇」に、「五、六八〇」を「五、八四〇」に改め、同項第二号イ中

「五二〇」を「五二〇」に、「五六〇」を「五八〇」に、「九〇〇」を「九三〇」に

、「二、二二〇」を「二、一五〇」に、「一、四〇〇」を「一、四四〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「一、三三〇」を「一、二七〇」に、「二、六九〇」を「二、七七〇」に、「三、五一〇」を「三、六一〇」に、「三、三三〇」を「三、二二〇」に、「五、九七〇」を「六、一四〇」に改め、同号ロ中「一、二二〇」を「一、一五〇」に、「三、八〇」を「二、四五〇」に、「二、九四〇」を「三、〇二〇」に改め、同号ハ中「一、六一〇」を「一、六六〇」に改め、同号ニ及びホ中「一、四六〇」を「一、五〇〇」に改め、同号ハ中「二、三三〇」を「二、三三〇」に改め、同号ト中「二、八〇〇」を「二、八八〇」に改め、同号チ中「三、三六〇」を「三、四六〇」に、「五、一四〇」を

「五、二九〇」に改め、同号リ中「四、三七〇」を「四、四九〇」に改め、同号又中「二、九八〇」を「二、〇四〇」に改め、同号ル中「五、一六〇」を「五、三二〇」に改め、同号ヲ中「四、四四〇」を「四、五七〇」に改め、同号ヅ中「六、三四〇」を「六、五二〇」に改め、同号カ中「五、六五〇」を「五、八一〇」に改め、同号コ中「六、四四〇」を「六、六二〇」に改め、同号タ中「二、九四〇」を「三、〇二〇」に、「二、七四〇」を「二、八二〇」に改め、同号レ及びソ中「五、八三〇」を「六、〇〇〇」に改め、同号ツ中「四、二二〇」を「四、一四〇」に改め、同号ネ中「五、〇〇〇」を「五、一四〇」に改め、同号ナ中「六、三五〇」を「六、五三〇」に改め、同項第三号イ中「二六、〇六〇」を「二六、五二〇」に改め、同号ロ中「六、五七〇円」を「六、七六〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一八〇円」に改め、同号ハ中「二七、四七〇」を「二七、九七〇」に、「二八、七二〇」を「二九、五四〇」に改め、同号ニ中「五、八一〇」を「五、九八〇」に改め、同表一の項第一号中「二、一三〇〇」を「二、一三七〇」に改め、同項第二号中「一、一五〇」を「一、一八〇」に改め、同項第三号中「三、七九〇」を「三、九〇〇」に改め、同項第四号中「四、四〇〇」を「四、五三〇」に改め、同項第五号中「二、四九〇」を「二、五六〇」に改め、同項第七号中「五、三九〇」を「五、五四〇」に改め、同項第八号中「二、四六〇」を「二、五三〇」に改め、同項第九号中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同項第十号中「八、六四〇」を「八、八九〇」に改め、同項第十一号中「九六〇」を「九九〇」に改め、同項第十二号中「六九〇」を「七二〇」に改め、同項第十三号中「一九、八五〇」を「二〇、四二〇」に改め、同項第十四号中「四〇、六四〇」を「四一、八〇〇」に改め、同項第十五号中「二二、五三〇」を「二三、一七〇」に改め、同項第十六号中「一、四八〇」を「一、五二〇」に改め、同項第十七号中「一、七二〇」を「一、七七〇」に改め、同表三の項第一号及び第二号中「一、六六〇」を「一、七二〇」に改め、同項第三号中「一、四六〇」を「一、五〇〇」に改め、同項第四号中「七八〇」を「八〇〇」に改め、同項第五号中「一、四六〇」を「一、五〇〇」に改め、同項第六号中「一、〇二〇」を「一、〇五〇」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「四、一三〇」を「四、二五〇」に改め、同項第十一号中「一、八二〇」を「一、八七〇」に改め、同項第十二号中「三、〇八〇」を「三、一七〇」に改め、同項第十三号中「四、七四〇」を「四、八八〇」に改め、同項第十四号イ中「五、二二〇」を「五、三三〇」に改め、同号ロ中「五、一八〇」を「五、三三〇」に改め、同号ハ中「四、五九〇」を「四、七二〇」に改め、同項第十五号中「三、三六〇」を「三、四六





号口中「四、七六〇円」を「四、九〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同号八中「三、七六〇円」を「四、一五〇円」に改め、同号二中「六、八八〇円」を「七、〇八〇円」に、同号水中「二、七二〇円」を「二、〇四〇円」に、「九、六六〇円」を「九、九四〇円」に改め、同項第十六号イ中「四、五八〇円」を「四、七二〇円」に改め、同号口中「四、〇七〇円」を「四、一九〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六六〇円」に改め、同号八中「五、三三〇円」を「五、四八〇円」に、「五、八四〇円」を「六、〇一〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同項第十七号イ中「四、一三〇円」を「四、二五〇円」に改め、同号口中「三、三五〇円」を「三、四五〇円」に改め、同号八中「一、三六〇円」を「一、六八〇円」に、「三、七九〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同号二中「一、三六〇円」を「一、六八〇円」に、「九、三二〇円」を「九、五八〇円」に改め、同項第十八号イ中「二、八四二〇円」を「二、八九五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に改め、同号口中「六、三三〇円」を「六、五二〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「二、四二九〇円」を「二、四七〇〇円」に改め、同項第十九号イ中「八、四三〇円」を「八、六七〇円」に改め、同号口中「二、二二三〇円」を「二、二四八〇円」に改め、同号八中「二、五八二〇円」を「二、六二七〇円」に改め、同号二中「三、九四〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同項第二十号中「三、五八〇円」を「三、六八〇円」に改め、同項第二十一号イ中「四、一一〇円」を「四、二三〇円」に改め、同号口中「五、七六〇円」を「五、九二〇円」に改め、同項第二十二号イ中「六、四八〇円」を「六、六七〇円」に改め、同号口中「九、七二〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同項第二十三号イ中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に改め、同号口中「一、三〇〇円」を「一、三三七〇円」に改め、同号八中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に改め、同号二中「四七〇円」を「四八〇円」に改め、同号水中「二六〇円」を「二七〇円」に改め、同号イ中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に改め、同号下中「七、七七〇円」を「七、九〇〇円」に、「五、七二〇円」を「五、八八〇円」に改め、同表九の項第一号中「一、五七〇円」を「一、六四〇円」に改め、同項第二号中「一、六二〇円」を「一、六九〇円」に改め、同項第三号イ中「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に改め、同号口中「二、一一〇円」を「二、一七〇円」に改め、同項第四号及び第五号中「二、一一〇円」を「二、一七〇円」に改め、同項第六号イ中「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に改め、同号口中「二、一三〇円」を「二、一九〇円」に改め、同項第七号中「二、一一〇円」を「二、一七〇円」に改め、同項第八号イ中「五、二〇〇円」を「五、三五〇円」に改め、同号口中「六、九四〇円」を「七、一四〇円」に改め、同号に次のように加える。

八 極めて複雑なもの

一件につき

二〇、四三〇

別表第十二の表十の項第一号から第四号までの規定中「二、〇五〇円」を「二、一一〇円」に改め、同項第五号中「一、六四〇円」を「一、六九〇円」に改め、同項第六号中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同項第七号中「六、六八〇円」を「六、八七〇円」に改め、同項第八号中「五、一九〇円」を「五、三四〇円」に改め、同項第九号中「九、六一〇円」を「九、八八〇円」に改め、同項第十号中「四、〇二〇円」を「四、一三〇円」に改め、同項第十一号中「一、五四〇円」を「一、五八〇円」に改め、同項第十二号中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同項第十三号中「五、一六〇円」を「五、三二〇円」に改め、同項第十四号中「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第十五号中「二、〇五〇円」を「二、一一〇円」に改め、同項第十六号中「二、九三〇円」を「三、〇二〇円」に改め、同項第十七号及び第十八号中「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に改め、同項第十九号中「一、五四〇円」を「一、五八〇円」に改め、同項第二十号中「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第二十一号イ中「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同号口中「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に改め、同号八中「二、三六〇円」を「二、四三〇円」に改め、同号二中「八、七二〇円」を「八、九六〇円」に改め、同項第二十二号中「三、七九〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同項第二十三号イ中「七、六一〇円」を「七、八三〇円」に改め、同号口中「六四、三〇〇円」を「六六、一四〇円」に改め、同号八中「七三、三七〇円」を「七五、四七〇円」に、「二、三三、四八〇円」を「二、四一、五〇〇円」に改め、同号二中「九八、六八〇円」を「一〇一、五〇〇円」に、「三、三三、四八〇円」を「二、四一、五〇〇円」に改め、同項第二十四号イ中「三、八五〇円」を「三、九六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同号口中「六、二〇〇円」を「六、三八〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に改め、同項第二十五号イ中「一、七二〇円」を「一、七七〇円」に改め、同号口中「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に改め、同号八及び二中「二、一一〇円」を「二、一八〇円」に改め、同号水中「二、三三〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同項第二十六号中「一、一一〇円」を「一、一四〇円」に改め、同項第二十七号中「二、七七〇円」を「二、八五〇円」に、「三、三七〇円」を「三、八〇円」に改め、同項第二十八号中「三、〇一〇円」を「三、一一〇円」に改め、同項第二十九号中「一、四、一〇〇円」を「一、四、五〇〇円」に、「一、八四〇円」を「一、八九〇円」に改め、同項第三十号イ中「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同号口中「八、六二〇円」を「八、八七〇円」に改め、同表十一の項第一号イ中「一、六五〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同号口中「二、

六六〇」を「二、七四〇」に改め、同号八中「三、五三〇」を「三、六三〇」に改め、同号二中「五、八一〇」を「五、九八〇」に改め、同項第二号中「八四〇」を「八六〇」に改め、同表十二の項第一号中「四、五九〇」を「四、七二〇」に改め、同項第二号中「七、九七〇」を「八、二〇〇」に改め、同項第三号中「一五、九四〇」を「一六、四〇〇」に改め、同項第四号中「二五、〇一〇」を「二五、七二〇」に改め、同項第五号中「三五、〇八〇」を「三六、〇八〇」に改め、同表十三の項第一号及び第二号中「四六〇」を「四七〇」に改め、同項第三号イ中「二五〇」を「二六〇」に改め、同号口中「三二〇」を「三三〇」に改め、同号八中「四〇〇」を「四一〇」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一四の表中五の項を削り、六の項を五の項とする改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一四の表の規定は、前項ただし書に規定する日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十三年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第四十二条第五項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百二十八条第五項」に、「第四十一条第二項」を「第二百二十七条第二項」に改め、同項第二号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条」を「産業競争力強化法第三百三十三条第一号」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に岐阜県信用保証協会の債務の保証を受けている中小企業者に係る求償権の放棄等の承認については、改正前の岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（以下「旧条例」という。）（第三条第二項第一号の計画は改正後の岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（以下「新条例」という。）（第三条第二項第一号の計画と、旧条例第三条第二項第二号の計画は新条例第三条第二項第二号の計画と、それぞれみなして新条例第三条第二項の規定を適用する。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「創出並びに求職中」を「創出等、求職中」に改め、「確保」の下に「並びに在職者の処遇の改善」を加える。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

岐阜県立職業能力開発校条例(平成二十三年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「木工・建築意匠科」を「木工科」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十九号

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例

ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「その利用時間を終日」を「それらの利用時間を終日とし、宿泊施設についてはその利用時間を午後三時から翌日の午前十時まで」に改める。

別表一の表大ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一七、六〇〇」を「二八、一〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二六、六〇〇」に、「二八、二〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「四三、五〇〇」を「四四、七〇〇」に、「五四、一〇〇」を「五五、六〇〇」に、「七一、七〇〇」を「七三、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二、二〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、九〇〇」を「三、八〇〇」に、「三七、六〇〇」を「三八、七〇〇」に、「五四、一〇〇」を「五五、六〇〇」に、「七〇、五〇〇」を「七一、五〇〇」に、「九一、七〇〇」を「九四、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「二八、二〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「四一、三〇〇」を「四三、五〇〇」に、「四七、〇〇〇」を「四八、三〇〇」に、「七〇、五〇〇」を「七二、五〇〇」に、「八九、三〇〇」を「九一、九〇〇」に、「一一七、五〇〇」を「一二〇、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三五、三〇〇」を「三六、三〇〇」に、「五六、四〇〇」を「五八、〇〇〇」に、「六五、九〇〇」

を「六七、八〇〇」に、「九一、七〇〇」を「九四、三〇〇」に、「一一三、三〇〇」を「一一五、八〇〇」に、「一五七、六〇〇」を「一六二、一〇〇」に改め、同表小ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「五、七〇〇」を「五、九〇〇」に、「八、三〇〇」を「八、五〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、四〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、四〇〇」に、「一七、四〇〇」を「一七、九〇〇」に、「三三、一〇〇」を「三三、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六、八〇〇」を「七、〇〇〇」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、四〇〇」に、「一七、四〇〇」を「一七、九〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三三、三〇〇」に、「三九、五〇〇」を「三〇、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、一〇〇」を「九、四〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「三五、一〇〇」を「三五、五〇〇」に、「三九、三〇〇」を「四〇、四〇〇」に、「五〇、六〇〇」を「五一、二〇〇」に改め、同表談話室の部中「二、一三〇」を「二、二〇〇」に改め、同表会議室の部第一大会議室の款中「八、八〇〇」を「九、一〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一八、五〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、五〇〇」に、「三〇、〇〇〇」を「三〇、九〇〇」に改め、同部第二大会議室の款中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に、「七、二〇〇」を「七、七〇〇」に、「一一、五〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一七、一〇〇」を「一七、九〇〇」に、「三四、九〇〇」を「三五、九〇〇」に、「四三、九〇〇」を「四五、二〇〇」に改め、同部第一中会議室の款中「六、〇〇〇」を「六、二〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、二〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一六、七〇〇」に、「二〇、三〇〇」を「二〇、九〇〇」に改め、同部第二中会議室及び第四中会議室の款中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、八〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、二〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、九〇〇」に改め、同部第三中会議室の款中「二、二〇〇」を「二、三〇〇」に、「二、九〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、七〇〇」を「三、八〇〇」に、「四、六〇〇」を「四、七〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、二〇〇」

に「七、五〇〇」を「七、七〇〇」に改め、同部第五中会議室の款中「三、二〇〇」を「三、三〇〇」に、「四、二〇〇」を「四、三〇〇」に、「五、三〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、八〇〇」に、「八、五〇〇」を「八、七〇〇」に、「一〇、七〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同部第七中会議室の款中「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に、「五、九〇〇」を「六、一〇〇」に、「七、四〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、三〇〇」を「九、六〇〇」に、「一一、九〇〇」を「一二、二〇〇」に、「一五、〇〇〇」を「一五、四〇〇」に改め、同部第八中会議室及び第十中会議室の款中「二、一〇〇」を「二、二〇〇」に、「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に、「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に改め、同部第一小会議室及び第四小会議室の款中「二、二〇〇」を「二、三〇〇」に改め、同表レセプションルームの部第一レセプションルームの款中「二、三三〇」を「二、四二〇」に改め、同部第二レセプションルーム及び第二レセプションルームの款中「二、〇四〇」を「二、〇七〇」に改め、同部小レセプションルームの款中「五八〇」を「六〇〇」に改め、同表第一研究開発室、第二研究開発室及び第三研究開発室の部中「八八〇」を「九一〇」に改め、同表映像編集室の部中「五四〇」を「五六〇」に改め、同表媒体変換室の部中「八三〇」を「八五〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同表駐車場の部第二駐車場の款中「八、四〇〇」を「八、六〇〇」に改める。

別表二の表第一小会議室、第二小会議室及び第三小会議室の項中「三、二〇〇」を「三、三〇〇」に改め、同表技術開発室の項中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改める。

別表三の表実習室の部第一実習室及び第二実習室の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「二、一〇〇」を「二、二〇〇」に、「二、四〇〇」を「二、四六〇」に、「二、九〇〇」を「三、〇五〇」に、「三、七〇〇」を「三、四四〇」に、「三、〇、九〇〇」を「三、一、八〇〇」に改め、同部第三実習室の項中「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に、「九、二〇〇」を「九、五〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一五、二〇〇」を「一五、六〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「一八、五〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三四、二〇〇」に改め、同部第四実習室の項中「九、四〇〇」を「九、七〇〇」に、「一一、五〇〇」を「一二、八〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「三八、八〇〇」を「三九、三〇〇」に、「三二、六〇〇」を「三三、一〇〇」に、「三九、三〇〇」を「三〇、一〇〇」に改め、同表研修室の部第一研修室の項中「九、九〇〇」を「一〇、二〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、三〇〇」

〇」に、「四、一〇〇」を「四、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三四、二〇〇」に、「三〇、六〇〇」を「三一、五〇〇」に改め、同部第二研修室の項中「九、三〇〇」を「九、六〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一二、七〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、九〇〇」に、「一八、六〇〇」を「一九、一〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「二九、一〇〇」を「二九、九〇〇」に改め、同部第三研修室の項中「二、二〇〇」を「二、三〇〇」に、「二、九〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、七〇〇」を「三、八〇〇」に、「四、六〇〇」を「四、七〇〇」に、「五、九〇〇」を「六、一〇〇」に、「七、五〇〇」を「七、七〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同表インキペーパーの部中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改める。

別表四の表会議室の部第一小会議室の項中「二、一〇〇」を「二、二〇〇」に、「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に、「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に改め、同部第二小会議室の項中「四〇〇」を「四一〇」に改め、同部第三小会議室の項中「二、一〇〇」を「二、二〇〇」に、「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に、「三、三〇〇」を「三、四〇〇」に、「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同部の次に次のように加える。

宿泊施設（全部利用に限る。） 一泊につき三九、二〇〇

別表備考第一号に次のように加える。

又 一泊 午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）の宿泊をいづ。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号



岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表七の表二の項中「六七〇」を「六九〇」に改め、同表三の項第一号中「三七〇」を「三八〇」に改め、同項第二号中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同項第三号中「一〇」を「二二〇」に改め、同項第五号中「一、一〇〇」を「一、一三〇」に改める。

別表十一の表一の項中「第三十六条の第四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

別表十九の表を削る。

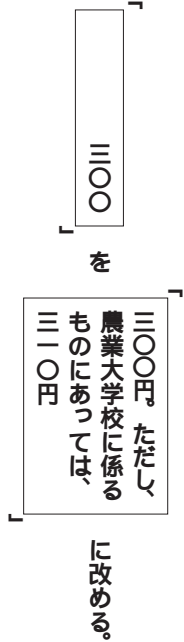
別表十八の表一の項中「二、四二〇」を「二、四九〇」に改め、同表二の項中「二、二四〇」を「二、三〇〇」に改め、同表三の項中「一、一〇、九〇〇」を「一、一四、〇七〇」に改め、同表四の項中「二八、五〇〇」を「二九、〇三〇」に改め、同表五の項中「三七〇」を「三八〇」に改め、同表を別表十九の表とする。

別表十七の二の表一の項及び二の項中「一、二六〇」を「一、三〇〇」に改め、同表三の項中「八、四〇〇」を「八、六四〇」に改め、同表を別表十八の表とする。

別表二十の表一の項中「一、五四〇」を「一、五八〇」に改め、同表二の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同表四の項中「三、九五〇」を「四、〇六〇」に改め、同表七の項中「七七〇」を「七九〇」に改め、同表八の項中「二、七二〇」を「二、八〇〇」に改める。

別表二十一の表一の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、同表二の項中「三七〇」を「三八〇」に改める。

別表二十二の表中



附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表十一の表の改正規定は、平成二十六年六月十二日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

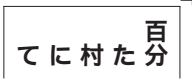
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表小水力発電施設整備事業（施設整備事業に限る。）の部中

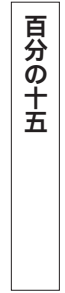


の二十五  
だし、売電収益を農  
振興に資する活動費  
充当するものについ  
は、三分の一

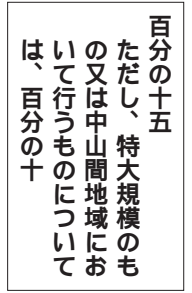


に改め、同表たん水防除事業

の部中



を

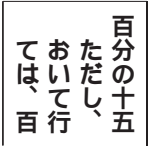


に改め、同表特

定農業用管水路等特別対策事業の部中



を



中山間地域に  
うものについ  
分の十

に改め、同表ため池等整備事業の部地域ため池総合整備事業」の項中

「農業の生産条件が不利な地域において行うものを除く。」を削り、同部農村地域防  
災減災事業（整備事業に限る。）の項中「農業の生産条件が不利な地域において行うも  
のを除く。」を削り、「農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域」に改め、  
同表ため池防災対策事業の部中「農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域」に改  
め、同表ふるさと農道緊急整備事業の部中「ふるさと農道緊急整備事業」を「ふるさと  
農道整備事業」に改め、同表備考第六号イ③中「特定農山村地域における農林業等の  
活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項  
の規定により公示された地域をいう。」を削り、同号を同表備考第八号とし、同表備考  
第五号の次に次の二号を加える。

六 「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための  
基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項の規定に  
より公示された地域をいう。

七 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を  
含む市町村をいう。

- イ 特別豪雪地帯
- ロ 過疎地域
- ハ 振興山村区域
- ニ 特定農山村地域

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に小水力発電施設の整備に関し県が策定した計画に基づく小  
水力発電施設整備事業（施設整備事業に限る。）に係る分担金の額については、この  
条例による改正後の第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同条第三項第一号中「法第三十  
五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」と  
いう。）第十八条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表法第三十二条第一項第六号に掲げる施設の項中「緑日等」を「緑日その他の催し」  
に改め、同表令第七条第一号に掲げる物件の項中「令第七条第一号」を「道路法施行令  
（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号」に、「緑日等」  
を「緑日その他の催し」に、「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同表令第七  
条第二号に掲げる工用施設及び同条第三号に掲げる工用材料の項中「第七条第二号」  
を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に改め、同表令第七条第四号  
に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第四号」を「第七  
条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表令第七条第六号に掲げる施設  
並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第七条第六号」を「第七  
条第九号」に、「同条第七号」を「同条第十号」に改め、同表令第七条第八号に掲げる器具  
の項中「第七条第八号」を「第七条第十二号」に改め、同表令第七条第十号に掲げる休  
憩所、給油所及び自動車修理所の項中「第七条第十号」に掲げる休憩所、給油所及び自動  
車修理所」を「第七条第十三号」に掲げる施設」に改め、同表備考第七号中「第七  
条第十号」に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「第七条第十三号」に掲げる施設」に改  
め、同表備考に次の一号を加える。

十 法第三十二条第一項の許可を受けようとする者を公募により選定し、当該許可  
をする場合の占用料の額は、占用物件を設ける場所その他の事情を勘案して知事  
がその都度定めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

岐阜県土地利用審査会条例（昭和四十九年岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第三項中「会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び三人以上の委員の出席がなければ」を「委員の過半数が出席しなければ」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会の項の次に次のように加える。

岐阜県立高等学校活性化計画 岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項  
策定委員会 についての調査審議に関する事務

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する等の条例

（岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正）

第一条 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「四月」の下に「及び五月」を加え、「五月二十日」を「六月二十日まで」、七月及び八月に係る月割額は九月二十日」に、「場合には、その」を「場合におけるそれらの」に改め、「八月及び」を削り、「それらの」を「その」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第七条の規定により、県が同法第五条第一項に規定する受給権者に代わつて同法第三条第一項に規定する就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるときは、適用しない。

（岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の廃止）

第二条 岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第二十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き岐阜県立高等学校又は岐阜県通信教育実施学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の徴収については、なお従前の例による。

岐阜県いじめ防止等対策審議会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県いじめ防止等対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」といふ。)第二十八条第一項の規定に基づき、岐阜県いじめ防止等対策審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 岐阜県立学校における重大事態(法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。)に関する事。

二 岐阜県いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための対策に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項に関する事。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験その他前条各号に掲げる事項を調査審議するために必要な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 審議会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第六条 審議会は、第二条第一号に掲げるものうち特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項の特別の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第四条第三項の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例

岐阜県社会教育委員条例(昭和二十四年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が県の社会教育の推進に資すると認める者の中から委嘱することとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例

岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の表洋室(一人用)の部中「四、二〇〇」を「四、三三〇」に改め、同表洋室(二人用)の部中「七、三三〇」を「七、五六〇」に改め、同表和室の部宿泊のために利用する場合の款高校生以下の者の項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同款その他の者の項中「二、一〇〇」を「二、一六〇」に改め、同部会議のために利用する場合の款七人部屋の項中「九〇〇」を「九三〇」に、「一、一〇〇」を「一、一三〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇三〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇九〇」に改め、同款

十一人部屋の項中「一、三〇〇」を「一、三四〇」に、「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「二、六〇〇」を「二、六五〇」に、「四、七〇〇」を「四、八四〇」に改める。

別表二の表体力測定の部分安全検査の項中「八七〇」を「八九〇」に、「二、六二〇」を「二、六九〇」に改め、同部形態計測の項中「三二〇」を「三三〇」に、「六八〇」を「七〇〇」に改め、同部全身持久力測定のうち「一、九七〇」を「二、〇三〇」に、「五、九三〇」を「六、一〇〇」に改め、同部筋持久力測定のうち「三二〇」を「三三〇」に、「九四〇」を「九七〇」に改め、同部筋力測定のうち「三五〇」を「三六〇」に、「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改め、同部パワー測定のうち「四七〇」を「四八〇」に改め、同部敏しょう性測定のうち「二二〇」を「二二〇」に改め、同表動作分析の部分フォーム撮影の項中「八四〇」を「八六〇」に、「二、五二〇」を「二、五九〇」に改め、同部映像解析の項中「二、二四〇」を「二、三〇〇」に、「六、七二〇」を「六、九一〇」に改め、同部地面反力測定のうち「六一〇」を「六三〇」に、「一、八三〇」を「一、八八〇」に改め、同部電図測定のうち「九四〇」を「九七〇」に、「二、八三〇」を「二、九一〇」に改め、同部足圧分布測定のうち「一、〇一〇」を「一、〇四〇」に、「三、〇四〇」を「三、一三〇」に改め、同部速度測定のうち「二、〇一〇」を「二、〇四〇」に、「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に、「七八〇」を「八〇〇」に改め、同表メンタルトレーニングの部を削り、同表体力トレーニングの部測定時指導の項中「三二〇」を「三二〇」に、「九四〇」を「九七〇」に改め、同部個人指導の項中「四七〇」を「四八〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に改め、同部集団指導の項中「二、八八〇」を「二、九六〇」に、「八、六六〇」を「八、九一〇」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日から施行日までの間に岐阜県長良川スポーツプラザ条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表六の項中「一九、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表十二の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表十三の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

別表第二一の項中「財団法人保安電子通信技術協会（昭和五十七年五月一日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人保安通信協会」に改める。

附則

この条例中別表第一七の表六の項の改正規定及び別表第二一の項の改正規定は平成二十六年四月一日から、別表第一七の表十二の項及び十三の項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、風俗案内所における業務について必要な規制を行うことにより、清浄な風俗環境を保持し、並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為及び風俗案内業者による不当な行為を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に掲げ

る営業をいう。

- 二 性風俗特殊営業 法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に掲げる営業をいう。

三 風俗案内 次のいずれかに該当する行為をいう。

- イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）の求めに応じ、当該情報のうち次のいずれかに掲げるものを提供する行為

- (1) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（法第二条第七項第一号に掲げる営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所（以下「受付所」という。）の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）
- (2) 客が受けることのできる接待（法第二条第三項に規定する接待をいう。以下この号において同じ。）又は提供を受けることのできる特殊役務（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下この号において同じ。）の内容

- (3) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項
- (4) 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間
- (5) 客がすることのできる遊興又は飲食に関する事項
- (6) 客が支払うべき料金

四 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客にならうとする者を、これらの営業所若しくは受付所又はこれらを営む者若しくはその代理人、使用人その他の従事者（以下「代理人等」という。）が指定する場所に送り届ける行為

五 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客にならうとする者に対し、その者をこれらの営業所若しくは受付所又はこれらを営む者若しくはその代理人等が指定する場所に送り届ける者待合合わせるための場所を提供する行為

六 二口又は八口に掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客にならうとする者のため、これらの営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介し、又は取り次ぐ行為

七 風俗案内所 風俗案内を行うための施設又は設備であつて、不特定多数の者が利用することができるものをいう。

八 風俗案内所 風俗案内を行うための施設又は設備であつて、不特定多数の者が利用することができるものをいう。

九 風俗案内所 風俗案内を行うための施設又は設備であつて、不特定多数の者が利用することができるものをいう。

五 風俗案内業 風俗案内所を設けて有償又は無償で風俗案内を行う事業をいう。  
 六 風俗案内業者 風俗案内業を行う者をいう。  
 七 青少年 十八歳未満の者をいう。

(性風俗特殊営業に係る風俗案内業の禁止)

第三条 何人も、性風俗特殊営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

(接待風俗営業に係る風俗案内業の禁止地域等)

第四条 何人も、岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号。以下「施行条例」という。)第三条第一項各号に掲げる地域(施行条例別表第一に掲げる地域を除く。)においては、接待風俗営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

2 前項の規定は、当該規定の適用の際現に第六条第一項の規定による届出をしている風俗案内業者の当該風俗案内業については、適用しない。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保護人又は破産者で復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

イ 第十九条第一項に規定する罪

ロ 法第四十九条、第五十条第一項第四号から第九号まで、第五十二条第一号、第四号若しくは第五号又は第五十三条第一号若しくは第二号に規定する罪

ハ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十四条、第七十五条、第八十二条、第二百二十四条、第二百二十五条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条、第二百二十六条の二(第三項

については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項若しくは第三項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。)に規定する罪

ニ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪

ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条、第六条又は第八条に規定する罪

ヘ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百八条第一項(同法第五十六条に係る部分に限る。)、又は第一百九条第一号(同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第二項又は第四項の規定により適用する場合を含む。))に規定する罪

ト 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項又は第二項(同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。)に規定する罪

チ 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(昭和三十八年岐阜県条例第二十一号)第十三条第三項、第四項第四号又は第六項に規定する罪

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

四 岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)第二十二条第一項の規定により公表(同条例第十五条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定に違反する行為に係る同条例第二十一条の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合に行つものに限る。))をされ、当該公表をされた日から起算して五年を経過しない者

五 第十五条の規定により風俗案内業の廃止を命じられ、当該命令を受けた日から起算して五年を経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る職員の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。))であつた者で当該命令を受けた日から起算して五年を経過しないものを含む。)

六 未成年者(十八歳以上の者で営業に関し成年と同一の行為能力を有するものを除く。)

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるも

の

(届出)

第六条 風俗案内業を行うおとする者は、風俗案内所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 風俗案内所の名称及び所在地
- 三 第八条第一項の管理者の氏名、住所及び生年月日
- 四 法人にあつては、その役員の名、住所及び生年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該風俗案内業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、変更の届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第七条 前条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。

(管理者)

第八条 風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。この場合において、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日以内に、新たな管理者を選任しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。
  - 一 第五条第一号から第五号までのいずれかに該当する者
  - 二 未成年者

三 法第二十四条第一項に規定する営業所の管理者

3 管理者は、当該風俗案内所における業務の実施に関し、風俗案内業者又はその代理人等に対し、これらの者がこの条例の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行うほか、当該風俗案内所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で公安委員会規則で定めるものを行うものとする。

(従業者名簿)

第九条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、従業者の氏名、住所、生年月日その他の公安委員会規則で定める事項を記載し、又は記録した名簿（以下「従業者名簿」という。）を保存しておかなければならない。

(従業者の生年月日確認)

第十条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定める方法により、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日を確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を従業者名簿と併せて保存しておかなければならない。

(風俗案内時の確認等)

第十一条 風俗案内業者は、接待風俗営業に係る風俗案内を行うおとするときは、あらかじめ、当該接待風俗営業を営む者が法第三条第一項の許可、法第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認又は法第十条の二第一項の規定による認定を受けていることを確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認をした接待風俗営業の営業所の名称及び所在地その他公安委員会規則で定める事項を記載し、又は記録した帳簿を作成し、保存しておかなければならない。

(風俗案内業者の禁止行為)

第十二条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公共の場所において、不特定の者に対し、利用者となるよう勧誘すること。
- 二 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報を利用者に提供することを委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結させ、又は委託契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、人を威迫して困惑させること。
- 三 青少年を風俗案内所における業務に従事させること。
- 四 青少年に風俗案内所を利用させること。

(風俗案内業者の遵守事項)

第十三条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 午前零時（イ又はロに掲げる日の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める地域内



にあつては、午前一時）から日出時までの時間において風俗案内を行わないこと。

イ 十二月二十一日から翌年の一月十日までの間 県内全域

ロ イに掲げる日以外の日 施行条例別表第二に掲げる地域

二 風俗案内所の周辺において、公安委員会規則で定める方法により測定した音の数值が、施行条例第七条第一項に規定する数值以上とならないように事業を行うこと。

三 風俗案内所の周辺において、公衆の目に触れるような方法で風俗案内を行わないこと。

四 卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為が行われていることを告げ、又はこれらの行為が行われていると思わせる方法で風俗案内を行わないこと。

五 風俗案内所の外周又は内部に、性的感情を刺激する絵画、写真その他の物品を掲げ、又は性的感情を刺激する装飾をしないこと。

六 委託契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、執ように当該委託契約の締結について勧誘しないこと。

七 委託契約の解除又は解約をする旨の意思を表示した者に対し、執ように当該委託契約の存続を要求しないこと。

八 公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所である旨を風俗案内所の入口その他公衆の目につきやすい場所に掲示すること。

九 公安委員会規則で定めるところにより、青少年がその風俗案内所を利用してはならない旨を風俗案内所の入口その他公衆の目につきやすい場所に表示すること。

十 前各号に掲げるもののほか、地域における静穏又は清浄な生活環境を阻害する方法で事業を行わないこと。

(指示)

第十四条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人等が、当該風俗案内業に関し、この条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、清浄な風俗環境を害する行為、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為又は不当な行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(風俗案内業の停止等)

第十五条 公安委員会は、風俗案内業者若しくはその代理人等が当該風俗案内業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、著しく清浄な風俗環境を害し、若しくは著しく青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、若しくは風俗案内業者若しくはその代理人等による著しく

不当な行為を防止するため必要があると認めるとき、又は風俗案内業者が前条の指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、当該風俗案内業の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十六条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞の特例)

第十七条 公安委員会は、第十五条の規定による命令をしようとするときは、岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十五条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岐阜県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を岐阜県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

4 第十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

- 二 第四条第一項の規定に違反した者
- 三 第七条の規定に違反した者
- 四 第十二条（第一号を除く。）の規定に違反した者
- 五 第十五条の規定による命令に違反した者
- 2 第十二条第三号又は第四号に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。
- 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第六条第一項の規定による届出をし、若しくは同項に規定する添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
  - 二 第六条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
  - 三 第九条の規定に違反し、又は従業者名簿に虚偽の記載若しくは記録をした者
  - 四 第十条第一項の規定に違反した者
  - 五 第十条第二項の規定に違反して記録を保存せず、又は虚偽の記録を保存した者
  - 六 第十一条第一項の規定に違反した者
  - 七 第十一条第二項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載若しくは記録をした者
  - 八 第十二条第一号の規定に違反した者
  - 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
    - 二 第十六条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に關し、第十九条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）  
附 則

- 1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。  
（経過措置）
  - 2 この条例の施行の際現に接待風俗営業に係る風俗案内業を行っている者の当該風俗案内業については、この条例の施行の日から一月を経過する日（その日前に第六条第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした日）までの間は、第四条第一項の規定は、適用しない。
  - 3 前項に規定する者がこの条例の施行の際現に接待風俗営業に係る風俗案内業を行っている場合における当該接待風俗営業に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から一月を経過する日まで」とする。
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十六年三月二十日  
岐阜県知事 古 田 肇
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例  
岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第四条第三号中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。  
附 則  
この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行の日から施行する。  
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十六年三月二十日  
岐阜県知事 古 田 肇
- 岐阜県条例第四十二号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成十四年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

公安委員会

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）  
第五十一条の四第四項の規定による命令、  
同条第六項の規定による通知、同条第十三  
項の規定による督促又は同条第十四項の規  
定による徴収に関する事務であつて規則で  
定めるもの

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項中「総務部」の下に、「危機管理部」を加え、同表企画経済委員会の項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社